

第2章 計画の内容

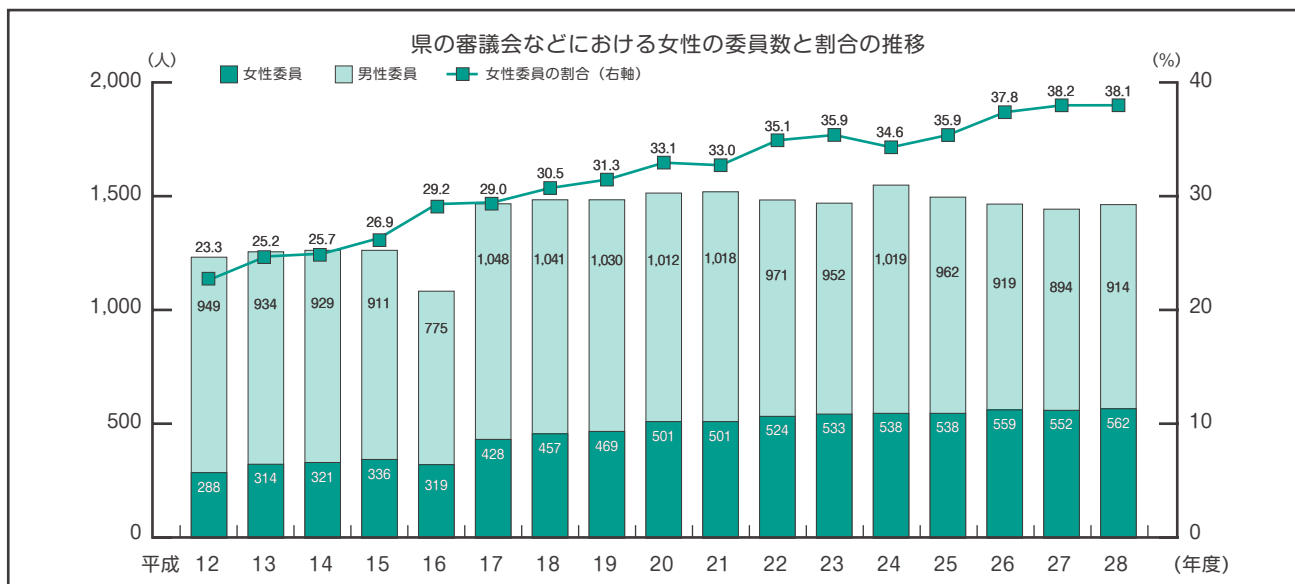
基本目標Ⅰ あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する

施策の柱1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

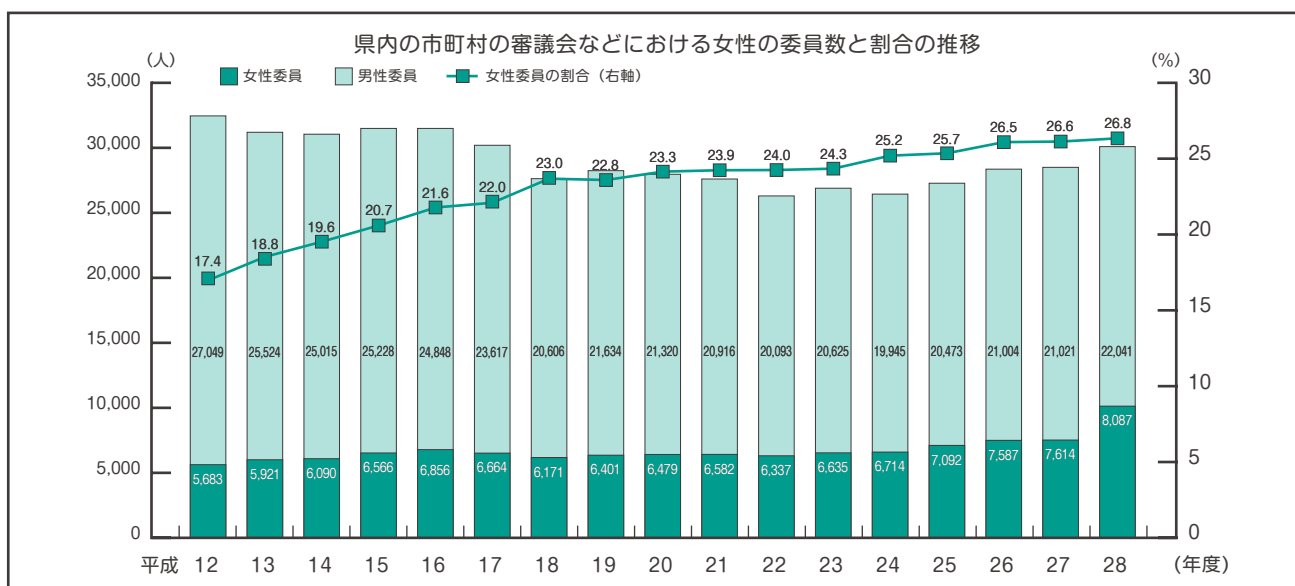
政策や方針の立案及び決定への男女の共同参画は、男女があらゆる分野で利益を享受することができ、共に責任を担う男女共同参画社会の基盤をなすものです。

しかしながら、政策や方針の立案及び決定への女性の参画は十分とは言えません。

あらゆる分野における女性の参画を拡大していくために、県が率先して女性の活躍を支援し参画を進めるとともに、市町村、事業所及び各種団体などにおける取組を支援します。



資料：県男女共同参画課調べ(各年4月1日現在)



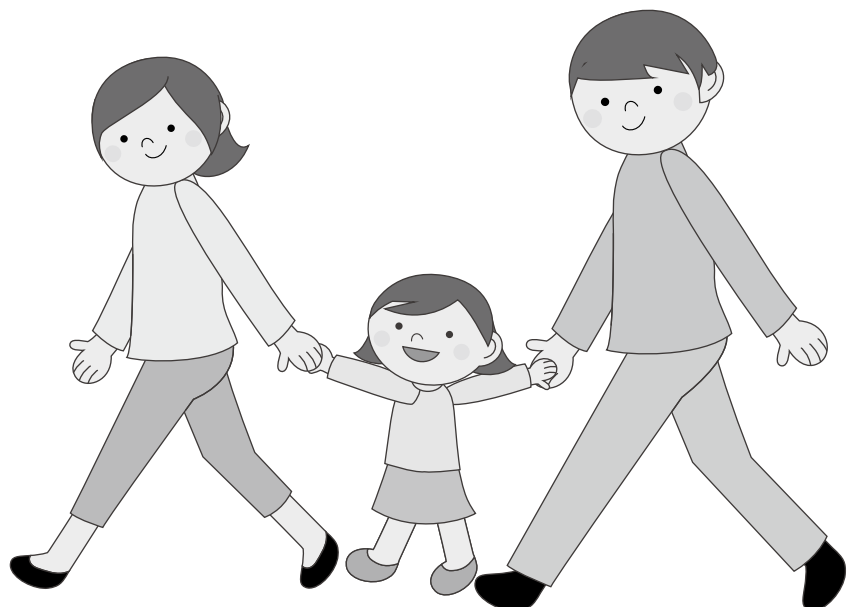
資料：県男女共同参画課調べ(各年4月1日現在)

埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プラン～埼玉県特定事業主行動計画～

埼玉県では、女性活躍推進法の施行を受け、次世代育成支援対策推進法*に基づく「新・埼玉県子育て応援事業主プラン」に女性活躍の視点を加え、平成28年4月に「埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プラン」を策定しました。

取組内容

- 1 女性の能力を最大限に生かした積極的な登用と支援
- 2 女性管理職登用に向けた職員の意欲と能力の向上
- 3 女性活躍に関する情報発信と女性採用の拡大に向けた職場の魅力発信
- 4 男女の役割にとらわれない意識の醸成と雰囲気づくり
- 5 妊娠・出産・子育てに係る制度の周知と利用の促進
- 6 妊娠中及び出産後の職員への配慮
- 7 育児休業等を取得しやすい環境の整備
- 8 育児休業中の職員への配慮
- 9 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援
- 10 ワークライフバランスの推進
- 11 仕事と子育ての調和を図るための不安の解消
- 12 男女がともに仕事と介護を両立できる環境の整備
- 13 子育てバリアフリーの推進
- 14 子ども・子育てに関する地域貢献活動の支援



施策の基本的な方向

(2) 市町村、事業所・各種団体における政策方針決定過程への男女共同参画の促進

市町村における女性の職域拡大・管理職への登用や、市町村審議会委員などへの女性の登用が進むよう支援を行います。

あらゆる機会を通じて、女性の登用などについて事業所や各種団体（経済団体、労働団体、地域団体、福祉団体など）へ協力を要請し、社会的気運の醸成を図ります。

その際、積極的格差是正措置*に関する情報提供などにより、実効性のある取組が行われるよう協力を要請します。

推進項目

- ① 研修や情報提供などによる市町村の取組への支援（県民生活部、関係部局）
 - ア 県内市町村状況調査などによる状況把握と結果の提供
 - イ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）*などでの学習・研修事業による人材育成を通じた地域での女性の活動促進
 - ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での市町村男女共同参画担当職員研修の実施や市町村職員研修への講師派遣
- ② 市町村審議会委員などへの女性の登用促進支援（県民生活部）
- ③ 事業所における女性の管理職や役職などへの登用促進についての啓発（県民生活部、産業労働部、関係部局）
 - ア 多様な働き方実践企業*の認定、男女共同参画を進める事業所の表彰など
 - イ 積極的格差是正措置の普及啓発
- ④ 女性の登用についての各種団体に対する協力要請（県民生活部、全庁）

施策の基本的な方向

(3) 積極的格差是正措置の具体化

条例に規定している積極的格差是正措置の具体的内容を検討し、その成果を施策に反映させていきます。

推進項目

- ① 積極的格差是正措置の調査研究及び普及（県民生活部、関係部局）

施策の基本的な方向

(4) 女性の人材に関する情報の収集・提供

女性の人材の発掘・育成・活用を図るとともに、女性の人材に関する幅広い情報の収集・提供を行います。

推進項目

- ① 女性の人材の発掘と情報提供の充実（県民生活部、農林部、全庁）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での女性の人材に関する幅広い情報の収集・提供
 - イ 女性が認定農業者*となるよう促進するとともに、さいたま農村女性アドバイザー*の認定を推進
- ② 女性の人材の育成と活用（県民生活部、教育局、全庁）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での学習・研修事業による人材育成及び人材情報の提供
 - イ 男女共同参画アドバイザー*の活用

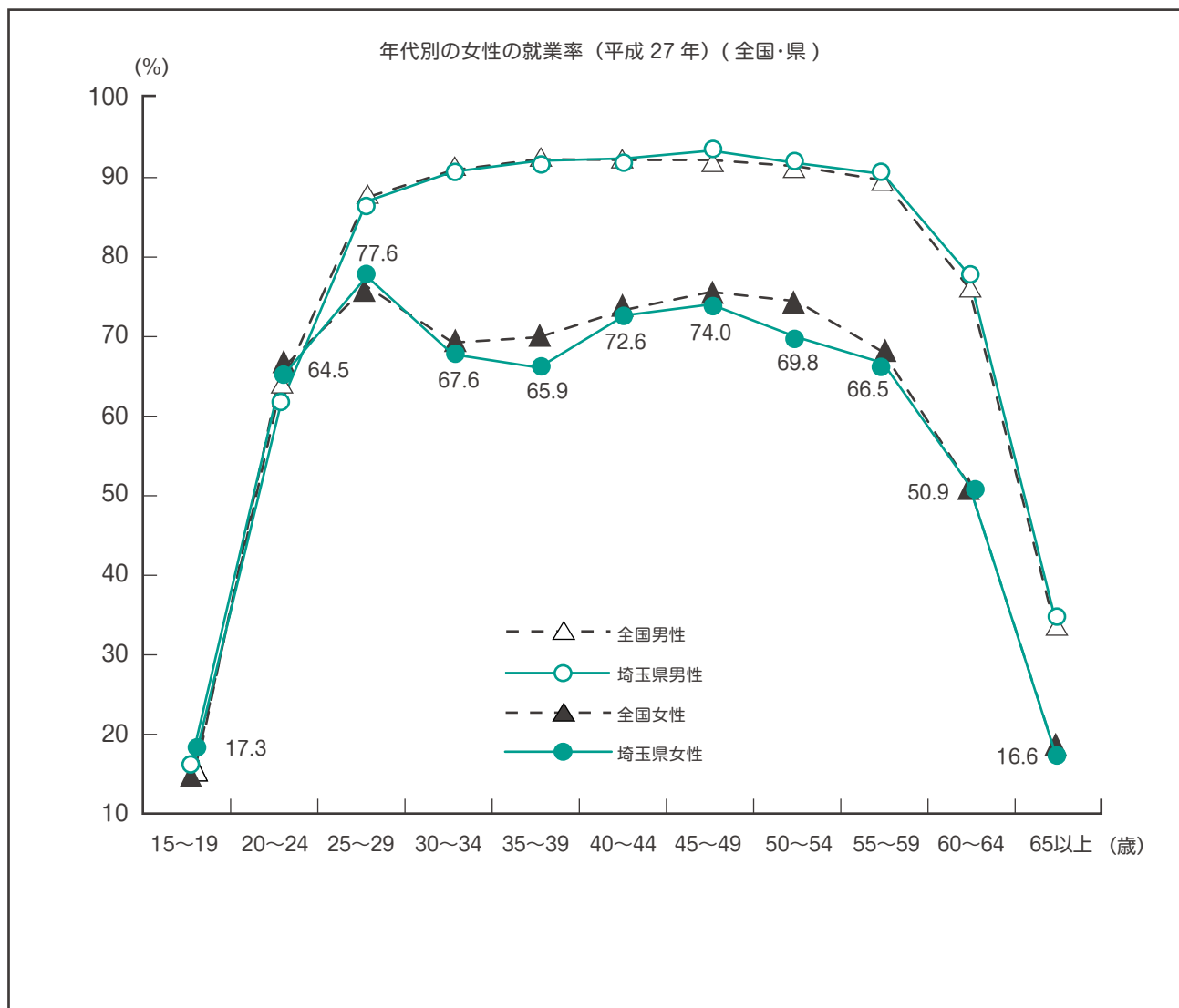


男女共同参画推進センター（With You さいたま）での講座の様子

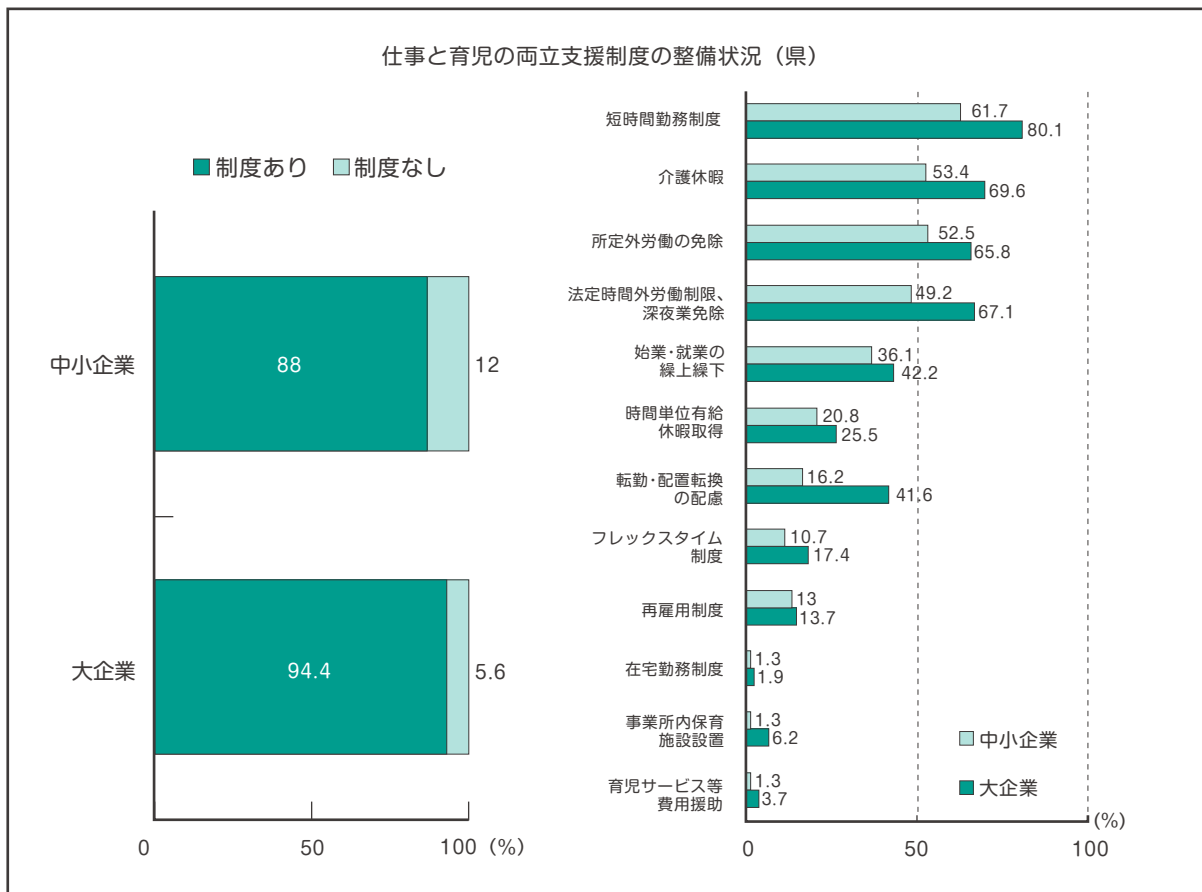
施策の柱2 埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進

女性の活躍が広がる一方で、仕事と家庭の両立が難しいことを理由に、多くの女性が出産や子育てを機に離職しています。県議会による修正（一部）

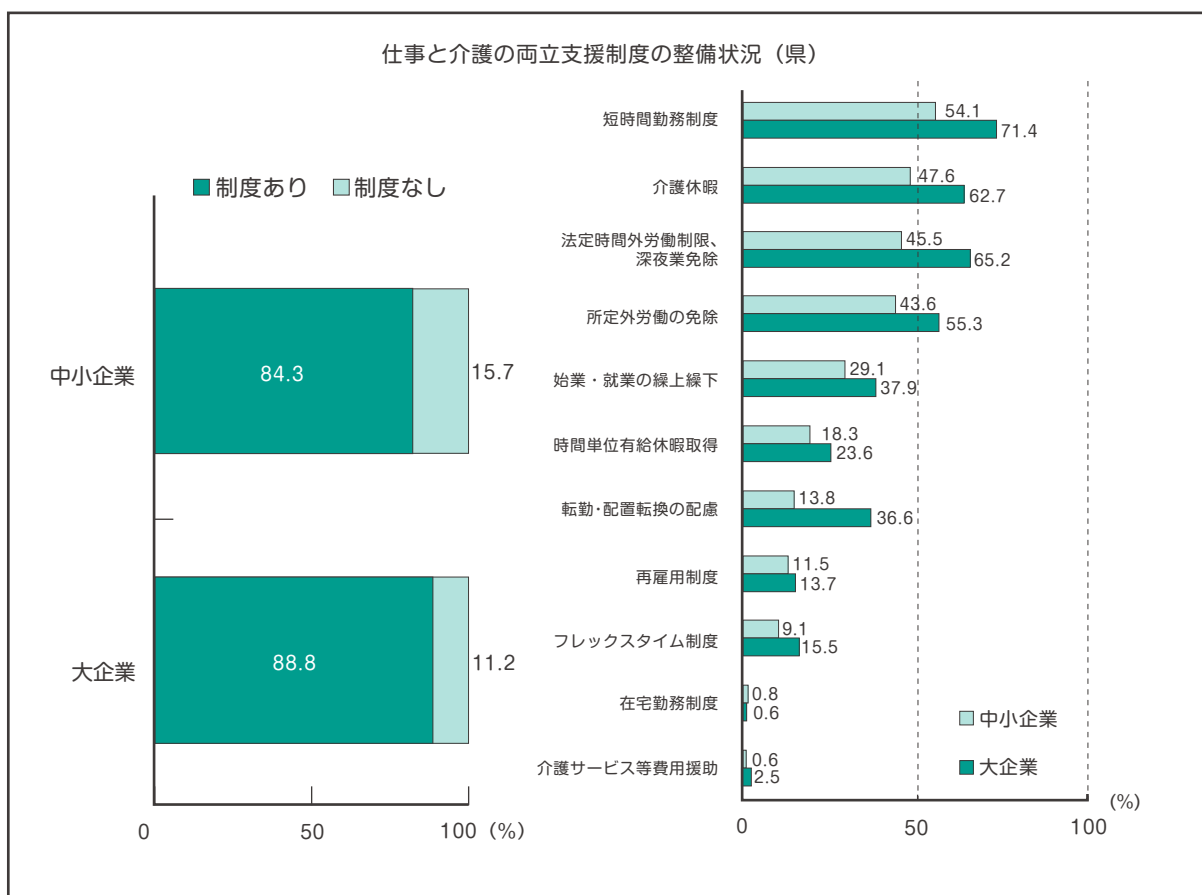
意欲ある女性がその力を存分に生かして活躍できるよう、就業・起業等を支援するとともに、男女が共に仕事と家庭を両立することができる多様な働き方を広げていきます。



資料：総務省「国勢調査」平成27年（抽出速報集計）



資料：県勤労者福祉課「平成28年度埼玉県就労実態調査」



資料：県勤労者福祉課「平成28年度埼玉県就労実態調査」

施策の基本的な方向

(1) 働きやすい環境の整備

仕事と子育て等の両立を支援するため、短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方により、男女が共に働き続けられる環境づくりを推進します。

推進項目

- ① 企業における仕事と家庭の両立支援の整備促進（福祉部、保健医療部、産業労働部）
 - ア 多様な働き方実践企業の認定（再掲）
 - イ 育児休業・介護休業制度などの普及定着
 - ウ 短時間勤務・フレックスタイムなど仕事と家庭の両立を支援する制度の導入促進
 - エ 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策の推進
 - オ 医療・福祉分野における就業継続・復職支援
 - カ 企業内保育所・病院内保育所の整備促進

- ② 働き方の見直しの推進（産業労働部）
 - ア 所定外労働の削減、男性の育児休業取得などの働き方の見直しに取り組む企業の支援
 - イ 働き方の見直しを行っている企業の実践例の情報提供と経営者及び管理職等の意識啓発
 - ウ 仕事と生活の調和（ワークライフバランス*）の普及啓発

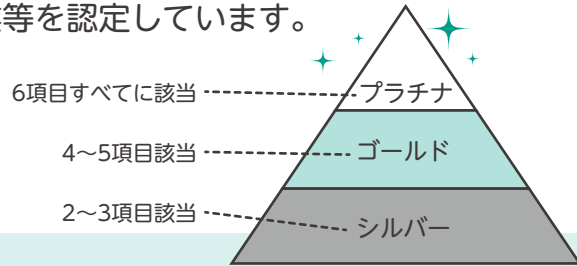
- ③ 企業における女性の活躍に向けた積極的な取組の推進
(総務部、県民生活部、産業労働部、県土整備部、関係部局)
 - ア 女性活躍に取り組む企業に対する専門家派遣による取組支援
 - イ 女性就業者が少ない業界・職種での、女性の就業及び定着に向けた取組支援
 - ウ 女性活躍に取り組む企業の実践例の情報提供
 - エ 女性に対する企業内教育や職業訓練の促進
 - オ 女性活躍推進法に基づく女性の職業生活における活躍の推進
 - カ 男女共同参画を進める事業所の表彰（再掲）
 - キ 女性の活躍推進に積極的かつ主体的に取り組む県内企業などについて、建設工事請負等競争入札参加資格審査*における格付けの優遇及び建設工事における総合評価落札方式*の入札での加点評価の実施

- ④ 保育所等の整備促進（福祉部、保健医療部、産業労働部）
 - ア 保育所、認定こども園、小規模保育事業、企業内保育所、病院内保育所等の整備促進

- ⑤ 放課後児童クラブ*の充実（福祉部）

●多様な働き方実践企業認定制度●

埼玉県では、仕事と子育て等の両立を支援するため、短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方を実践することで、男女がともに生き生きと働き続けられる環境づくりを行っている企業等を認定しています。



認定項目

- ① 女性が多様な働き方を選べる企業
- ② 法定義務を上回る短時間勤務制度等が職場に定着している企業
- ③ 出産した女性が現に働き続けている企業
- ④ 女性管理職が活躍している企業
- ⑤ 男性社員の子育て支援等を積極的に行っている企業
- ⑥ 取組姿勢を明確にしている企業

※男性の育児休業取得を+(プラス) 評価

●女性の活躍推進に向けた公共調達への活用（内閣府）●

「女性活躍加速のための重点方針2015
(平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)」(抄)

3. 女性活躍のための環境整備 (2) 長時間労働の削減等の働き方改革
- ③ 女性の活躍推進には、労働生産性の向上等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現が重要であることから、企業の取組を促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等を推進する企業について、不正な手段を使った企業の受注を防止することを前提に、より幅広く評価する枠組みの導入による受注機会の増大を図る。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」
（「女性活躍推進法」）(抄)

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

施策の基本的な方向

(2) 女性の就業・起業支援

女性キャリアセンター*、創業・ベンチャー支援センター埼玉*を中心に意欲や状況に応じたきめ細かな支援を行い、より多くの就業・起業につなげていきます。

推進項目

- ① 女性の就業支援（県民生活部、産業労働部）
 - ア 女性キャリアセンターなどにおける面談相談・電話相談・セミナーの開催
 - イ ハローワーク浦和・就業支援サテライト*女性コーナーにおける就職相談・セミナーの開催
 - ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）におけるセミナー等の開催
- ② 若年者の就業支援（県民生活部、産業労働部）
- ③ 女性のキャリアアップ支援（県民生活部、産業労働部）
 - ア 女性キャリアセンターなどにおけるセミナーなどの開催
 - イ 企業の経営者・人事担当者に対する働きかけ
 - ウ 埼玉県メンター共有制度の実施
- ④ 多様な職業能力の開発機会の提供（産業労働部）
 - ア 女性の再就職に役立つ多様な資格・技能の取得を支援する職業訓練の実施
 - イ 子育て世代に配慮した託児サービス付き職業訓練の実施
 - ウ 職業訓練の見学、体験機会の提供などによる職業訓練の受講促進
- ⑤ 女性の起業支援（県民生活部、産業労働部）
 - ア 創業・ベンチャー支援センター埼玉における起業相談、セミナーの開催
 - イ 起業支援制度や優良事例の情報提供
 - ウ 融資による開業資金の支援
 - エ 女性起業家・経営者などの交流・連携の促進
- ⑥ 商工業などの自営業に携わる女性への支援（産業労働部）
 - ア 商工会・商工会議所の女性部活動への支援
- ⑦ 農林業における女性の活躍の推進（農林部）
 - ア 女性が認定農業者となるよう促進するとともに、さいたま農村女性アドバイザーの認定を推進（再掲）
 - イ 積極的に経営参画する女性農業者の支援

- ⑧ キャリア教育*の推進（県民生活部、産業労働部、教育局）
- ア 理工系分野など多様な進路への理解・関心の向上
 - イ キャリア形成のために必要な能力や態度を育成
 - ウ 職場体験活動の充実

施策の基本的な方向

（３）女性の活躍を応援する気運づくり

女性の活躍の場を更に拡大するため、企業や経済団体等と連携しながら、埼玉版ウーマノミクスサイト*の運営などにより、社会全体で女性の活躍を応援するムーブメントを醸成します。

推進項目

- ① 企業と連携した女性活躍を応援する気運づくり（産業労働部）
- ② 女性の活躍を応援するセミナー・イベントの開催（産業労働部）
- ③ 女性活躍に取り組む企業の実践例の情報提供（産業労働部）(再掲)
- ④ 働き方の見直しを行っている企業の実践例の情報提供（産業労働部）
- ⑤ 女性起業家のロールモデルの情報提供（産業労働部）



女性活躍推進セミナーの様子

●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要●

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定等

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- 地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。
（労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）

▶ 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項：①女性採用比率 ②勤続年数男女差
③労働時間の状況 ④女性管理職比率等

▶ 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等（取組実施・目標達成は努力義務）

▶ 女性の活躍に関する情報の公表
（省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表）

- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。
- 地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

その他

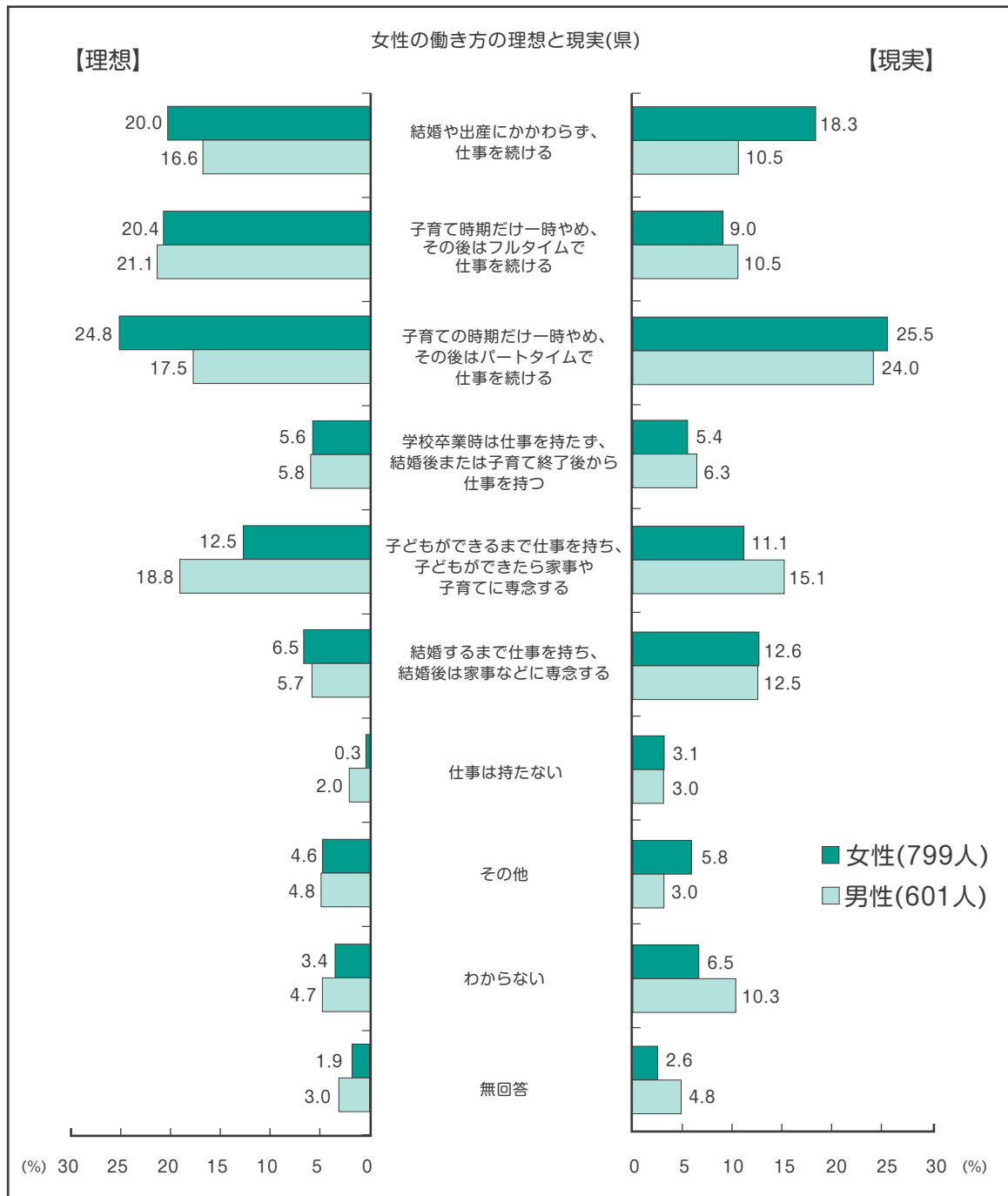
- 平成27年9月4日施行（事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行）。
- 10年間の時限立法。

「働くこと」は、人々の生活の経済的基盤を形成するとともに自己実現につながり、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要な意味を持っています。

女性の働く環境の整備は進んできましたが、賃金、昇進、人事配置などの面で、男女の不平等感は今なお残っています。

また、経済のグローバル化に伴う経済構造の変化により、女性の就業形態も変化し、多くの女性がパートタイマー、派遣社員、契約社員など不安定な雇用形態で働いています。

こうした中で、女性も男性も性別にかかわらず、自らの能力を最大限に発揮し、働く場における女性と男性の格差是正に努め、意欲と能力に応じた均等な待遇を実現していくことが求められています。

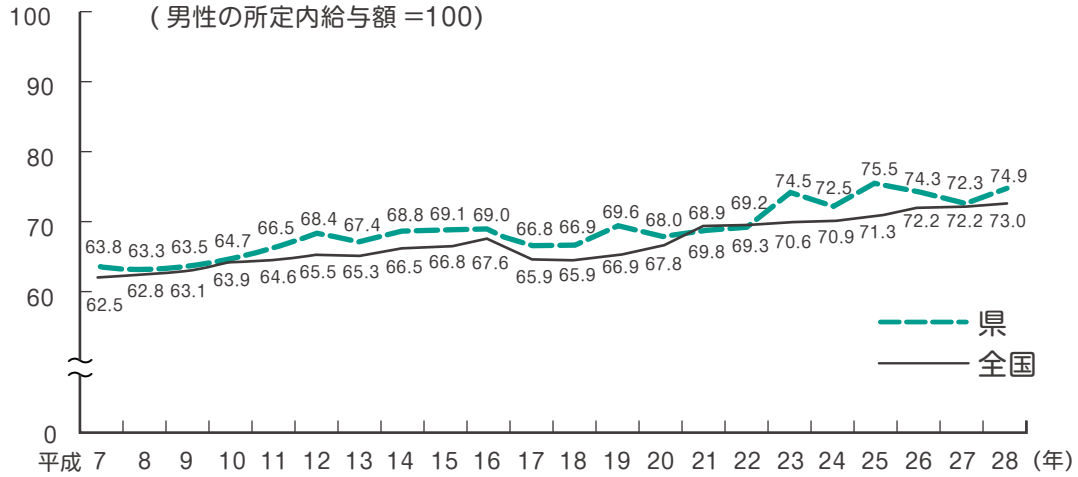


資料：県男女共同参画課「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

男女の賃金格差の推移（全国・県）

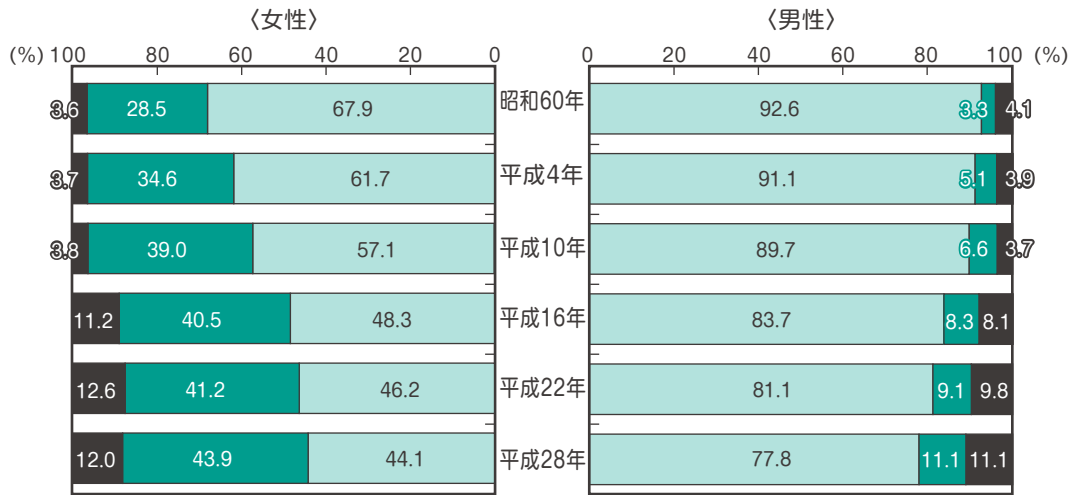
本県における平成28年の男性一般労働者の平均賃金水準(所定内給与額)を100.0(326,400円)とした場合、女性一般労働者の水準は74.9(244,600円)となっている。

※所定内給与額：きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額。



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移（全国）



正規の職員・従業員
 パート・アルバイト
 その他(労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託、その他)

資料：昭和60年から平成10年は、総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)より、16年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より

施策の基本的な方向

(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）の普及に努め、事実上の男女格差をもたらすような採用時の取扱いを改善する取組や、男女間の賃金格差が生じないように、各種の取組を促進し、間接差別*をなくしていくために啓発を行います。

また、農林業における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるよう取り組みます。

推進項目

- ① 労働基準法及び男女雇用機会均等法の周知（産業労働部）
 - ア 総合職や一般職といったコース等で区分した雇用管理を行うに当たっての留意事項の周知
 - イ 間接差別の禁止についての啓発
- ② 労働に関する法や制度の周知・相談体制の充実（産業労働部、関係部局）
 - ア 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティ・ハラスメント）*の禁止についての周知
 - イ セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の措置義務及びパワー・ハラスメント*などの防止対策の周知
 - ウ 労働基準法や男女雇用機会均等法などの母性保護に関する法律の周知
 - エ 労働相談体制の充実
- ③ 労働情報の収集・分析（産業労働部）
- ④ 農林業における女性の参画の促進（農林部）
 - ア 農業協同組合などの正組合員・役員・農業委員などへの参画を促進するための意識啓発
 - イ 家族経営協定*の締結の促進

施策の基本的な方向

(2) ライフイベントに対応した柔軟な働き方に向けた支援

これまで主に女性は、人生における様々な転機、いわゆるライフイベントに伴う進路変更直面した際に、重要な選択を行い、その選択がその後の人生に大きな影響を与えてきました。

雇用・就業形態の多様化の中で、女性も男性もその価値観やライフスタイルなどに応じて柔軟な働き方を安心して選択できることが重要です。

こうした観点から、パートタイム労働や派遣労働の処遇・労働条件の改善や、在宅就業の健全な発展に向けた支援を行います。

また、起業・NPO活動・ボランティア活動など多岐にわたる女性のチャレンジに対して、個々のライフステージに応じた幅広いニーズに対応しながら積極的に支援します。

推進項目

- ① 多様な就業形態における就業環境の改善（産業労働部）
 - ア 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律*及び事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針*の周知
 - イ 派遣元事業主や派遣先が講ずべき措置に関する指針*の周知
 - ウ 情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン*の周知
 - エ 在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン*の周知
 - オ 家内労働者の労働条件の改善の促進
- ② パートタイム労働者など非正規雇用における雇用環境等の整備（産業労働部）
 - ア 非正規雇用者の正規雇用への転換支援
 - イ パートタイム労働者などの非正規雇用者の処遇改善の促進
- ③ NPO活動の促進（県民生活部）
 - ア 税務・会計・運営相談や労務管理などのマネジメントセミナーの開催
 - イ NPO法人や市民活動団体などの情報提供
 - ウ NPO基金*を活用した助成や企業と連携したNPO活動への支援
- ④ 女性の起業支援（県民生活部、産業労働部）(再掲)
- ⑤ 起業・NPO活動・ボランティア活動など女性のチャレンジに関する相談や人的ネットワークを活用した講座、情報提供の実施（県民生活部）

●非正規雇用対策及び働き方改革に関する共同宣言●

平成29年2月埼玉県公労使会議において、「非正規雇用対策及び働き方改革に関する共同宣言」を行いました。

会議を構成する県、埼玉労働局、労働団体、経済団体が、非正規雇用の正社員化や処遇改善などの「非正規雇用対策」、長時間労働の是正や働きがいのある職場づくりなどの「働き方改革」に連携して取り組むことを表明するものです。

宣言内容

非正規雇用対策及び働き方改革の推進に向け、次の取組を連携して進める。

I 公・労・使が共同で行う取組

1 経営者への働きかけ

非正規雇用対策や働き方改革の取組の実効性を高めるため、経営者に対して意識改革・行動変革を進めるよう強く働きかける。

2 労働者への働きかけ

非正規雇用対策や働き方改革の取組を進めていくためには、労働者自らの取組も不可欠であることから、労働者に対して、意識・行動の見直しを進めるよう幅広く働きかける。

3 実態把握・気運醸成

不本意非正規や長時間労働等の実態、効果的な取組事例を調査・分析・公表することにより、非正規雇用対策や働き方改革に関する気運を全県に広める。

4 取組状況の確認

企業等の行う非正規雇用対策や働き方改革の取組が着実に進むよう、定期的に意見交換の場を設け、取組状況の確認を行う。

II 公・労・使がそれぞれの立場から行う取組

1 ストップ！不本意非正規

新卒者などが不本意非正規にならないよう、適切な就職支援やキャリアカウンセリング、労働法制等に関する教育に取り組む。

2 多様な人材の活躍支援と安定雇用の確保

定年年齢の65歳以上への引上げや定年の廃止、育児や介護等を理由とした退職者の正社員復職制度の導入など、意欲と能力のある多様な人材の活躍支援や安定雇用の確保に取り組む。

3 処遇改善で働きがいのある職場づくり

非正規雇用の処遇改善を進めたり、意欲と能力の発揮を促す雇用管理制度を導入するなど、正規雇用、非正規雇用の別なく、誰もが働きがいを実感できる職場づくりに取り組む。

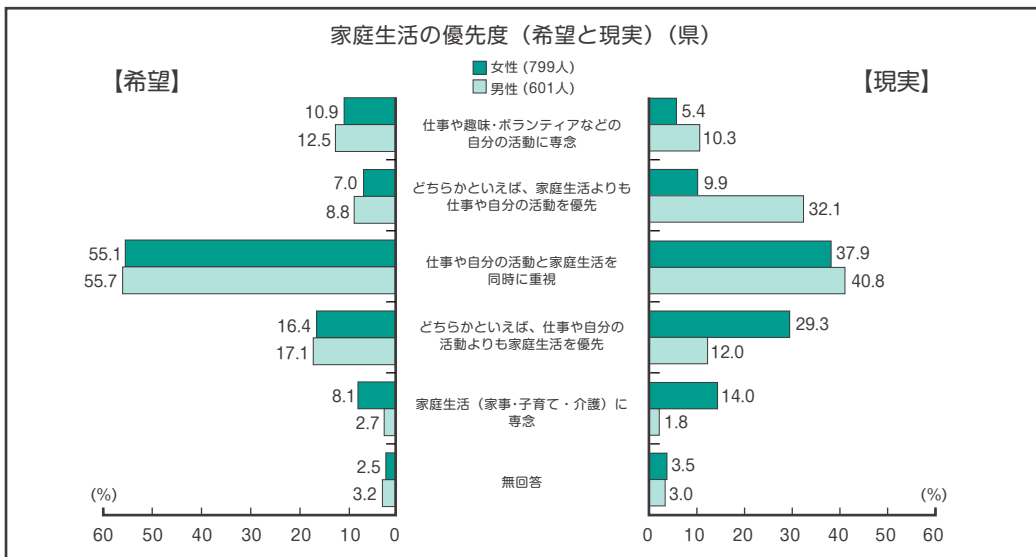
4 正規雇用への登用促進

個々の労働者の意欲や能力に応じて、正規雇用や限定正社員への登用が進むよう取り組む。

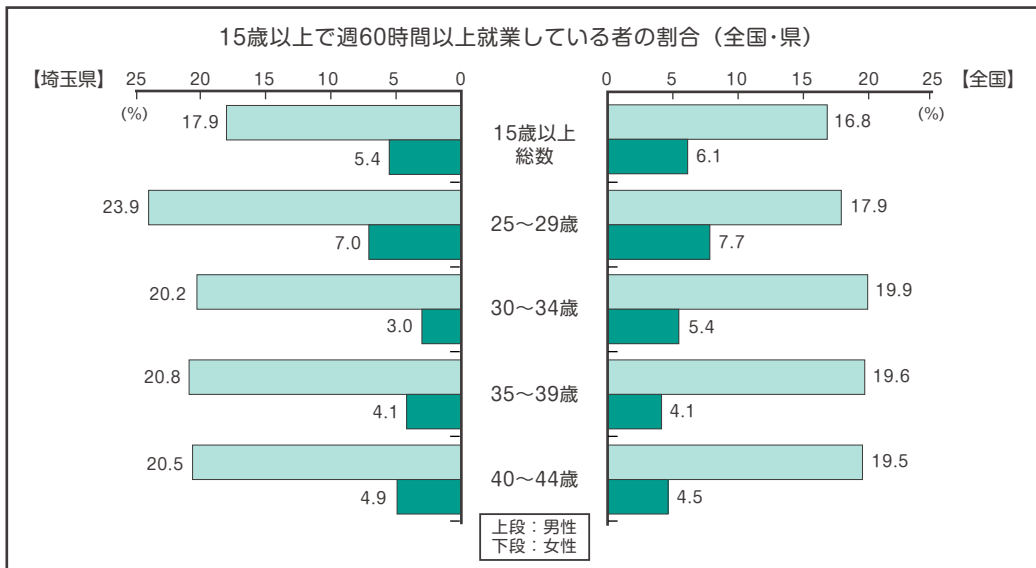
施策の柱 4 家庭における男女共同参画の推進

現在、子育て・介護・家事労働や地域活動の多くは、女性が担っているという状況にあります。特に、本県の場合、女性の年齢階級別労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があります。そこで、就業の継続を願う女性が仕事を続けられるような環境整備を行うとともに、男性が子育て・介護・家事労働や地域活動に参画できるよう、男性の働き方を見直す必要があります。

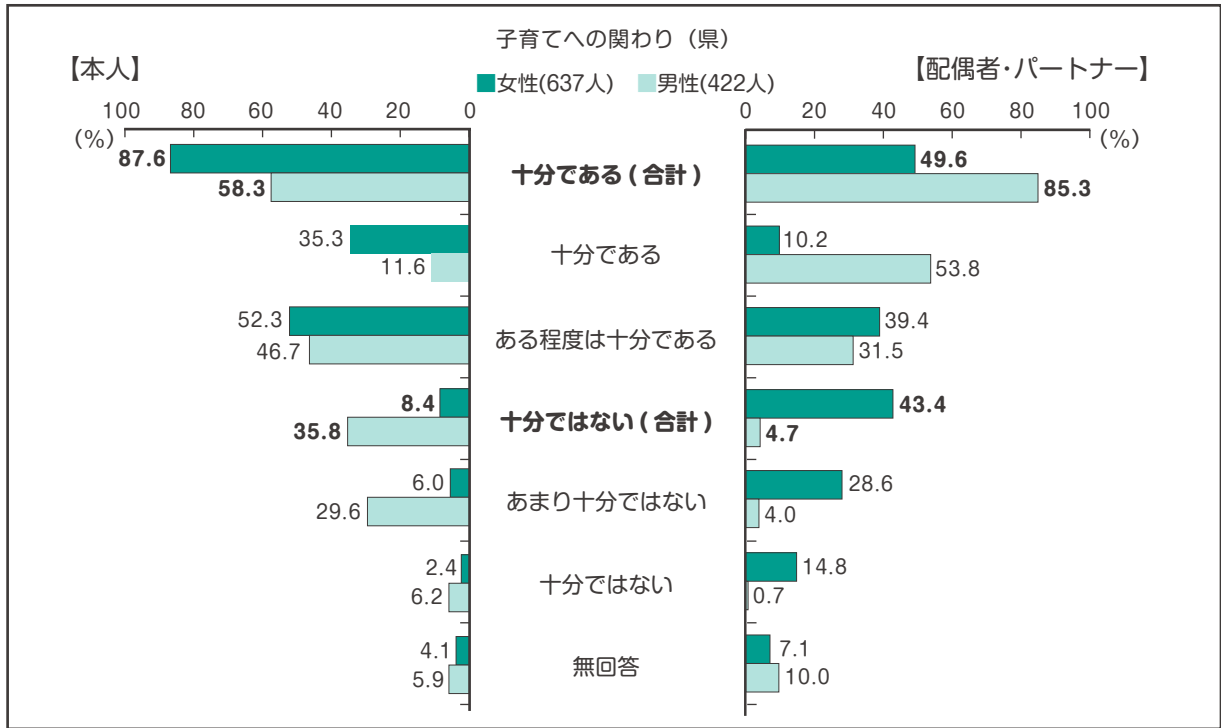
人口減少・超高齢社会が進展する中で、家庭生活と職業生活・地域活動との両立の重要性を働く場や地域社会に浸透させていくことが求められています。また、男女が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず相互に協力し、社会の支援を受けながら、家庭生活と職業生活・地域活動とのバランスのとれたライフスタイルの実現を目指していくことが必要です。



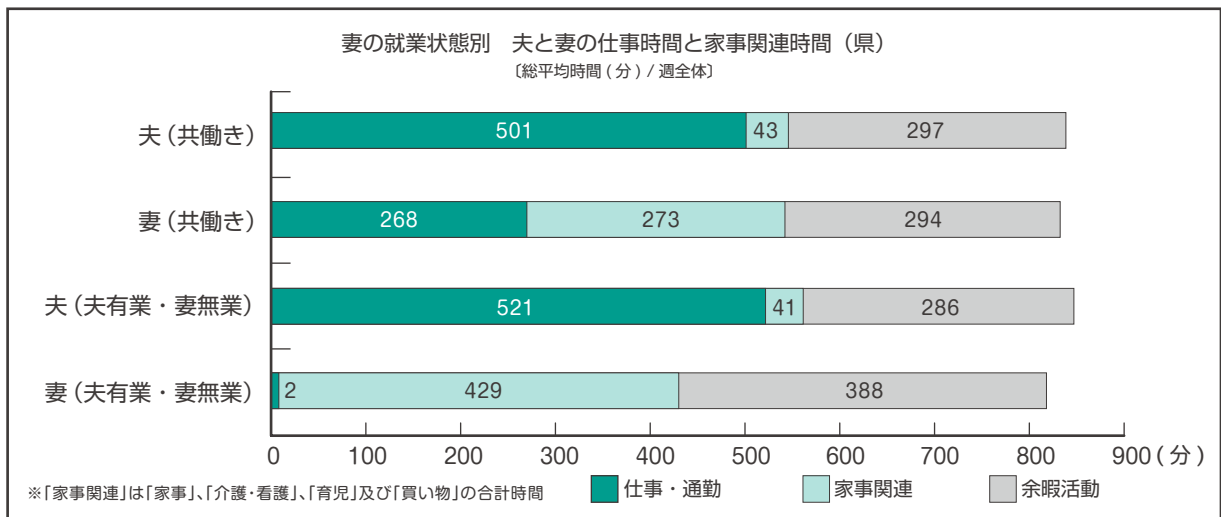
資料：県男女共同参画課「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」



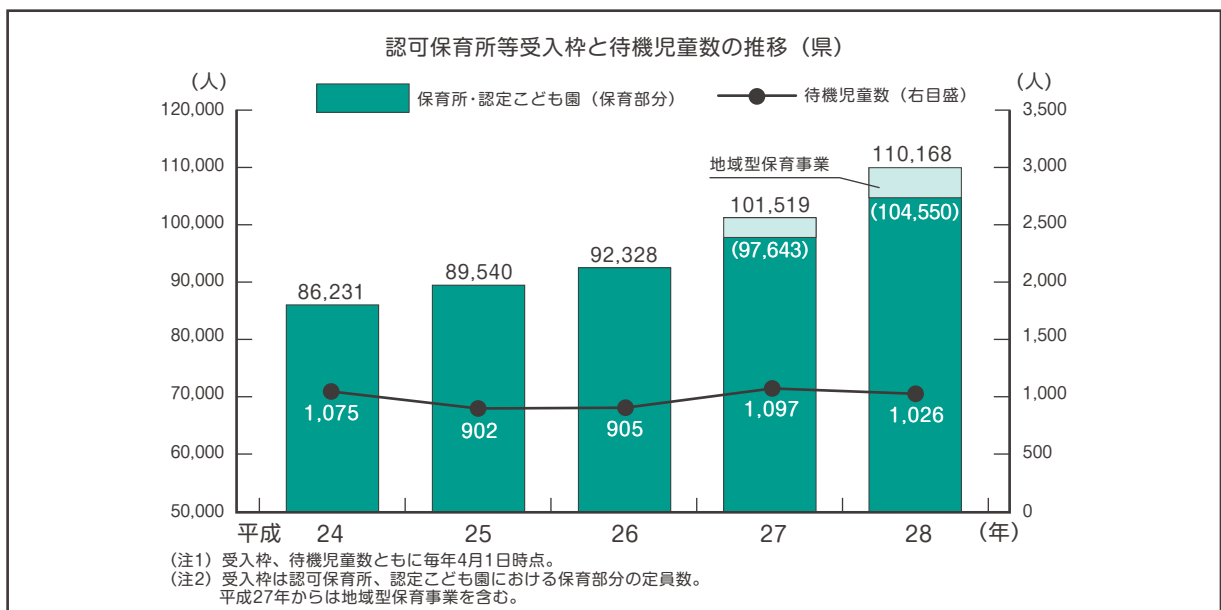
資料：総務省「就業構造基本調査」平成24年



資料：県男女共同参画課「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」



資料：総務省「社会生活基本調査」平成23年



資料：「保育所等利用待機児童数調査」(埼玉県)

施策の基本的な方向

(1) 家庭生活における男女共同参画の促進

家庭生活において性別による固定的な役割分担を見直し、ライフスタイルに応じて家族一人一人が自立して家事を行えるよう、講座の開催や意識啓発を行います。

推進項目

- ① 家族一人一人が自立して家事を担うような意識啓発や学習機会の提供
(県民生活部、教育局)
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での学習・研修事業や情報提供による意識啓発
- ② 子供の教育への父親の参画促進や男性の子育てへの支援（福祉部、教育局）
- ③ 消費生活に関する学習機会の提供（県民生活部）

施策の基本的な方向

(2) 子育ての社会的支援

男女が仕事や地域活動を安心して行うために、待機児童の解消を目指した保育所の整備、放課後児童クラブの充実など、子育てにおける社会的支援を充実します。

推進項目

- ① 保育所等の整備促進（福祉部、保健医療部、産業労働部）(再掲)
- ② 保育所などにおける多様な保育サービスや保育内容の充実（福祉部）
- ③ 幼稚園における子育て支援の充実（総務部）
- ④ 放課後児童クラブの充実（福祉部）(再掲)
- ⑤ 家庭や地域の子育て機能・環境の充実（福祉部）
- ⑥ 保育士などの資質の向上（福祉部、教育局）
 - ア 職場環境の充実、保育の専門性の向上などを目的とした研修の実施
 - イ 潜在保育士の積極活用、復職の支援などを目的とした個別相談や就職説明会の実施

⑦ ひとり親家庭への支援

(県民生活部、福祉部、保健医療部、産業労働部、都市整備部)

ア 子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保支援及び経済的支援の総合的な推進

イ ひとり親家庭に対する職業訓練の実施

ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における情報の提供、セミナーの開催

⑧ 情報提供や相談体制の充実（県民生活部、福祉部、保健医療部）

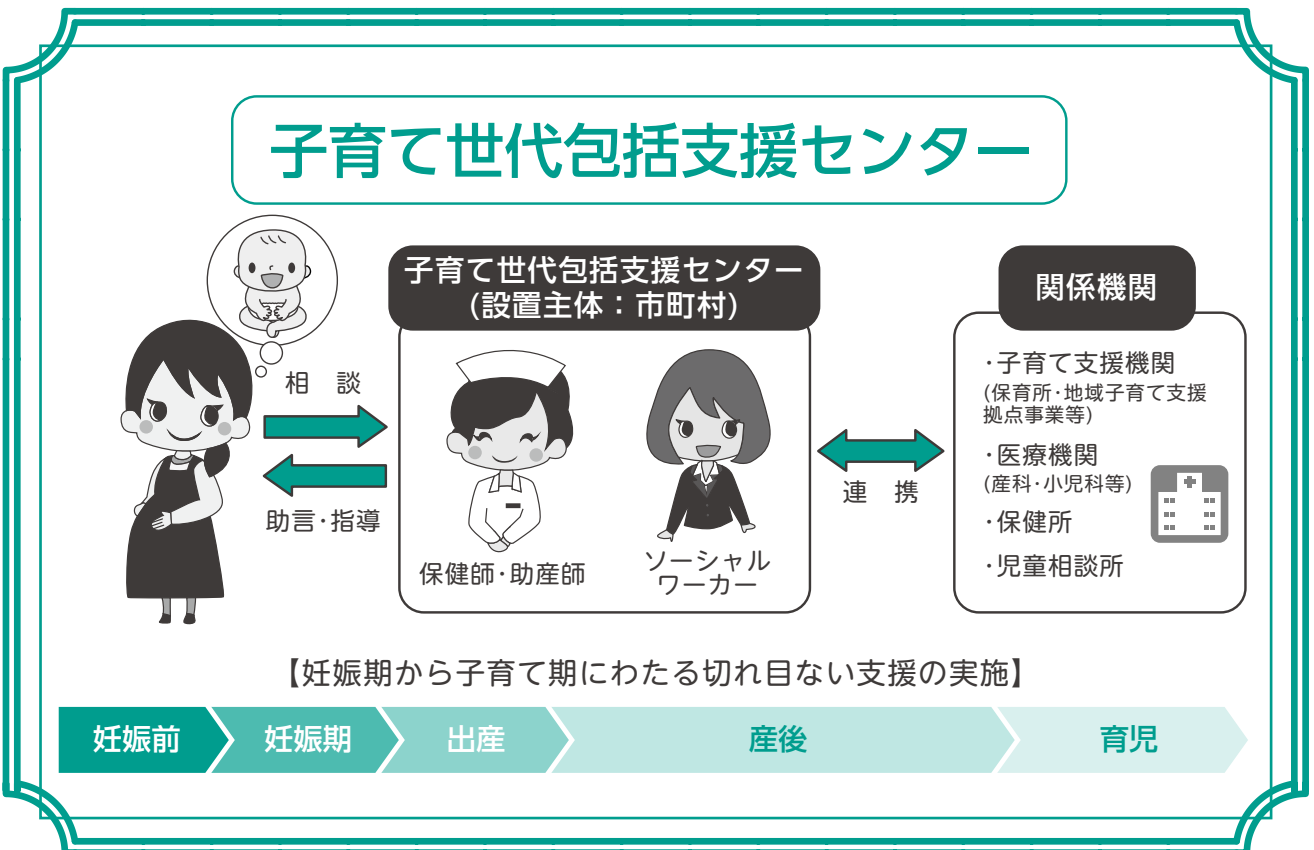
ア 地域子育て支援センターの設置促進

イ 子育て世代包括支援センター*の促進

ウ 児童相談所の相談体制の充実

エ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における子育てに関する情報提供

オ 市町村が実施する利用者支援事業*の促進



施策の基本的な方向

(3) 介護の社会的支援

高齢者とその家族が安心して豊かに生活できるよう、介護サービスの充実や介護サービスを担う人材の育成など介護の社会的支援を充実します。

推進項目

- ① 介護保険制度の充実（福祉部、産業労働部）
 - ア 介護保険サービス提供事業者の指導強化
 - イ 介護保険サービスを担う人材の育成
- ② 在宅福祉サービス・施設サービスの充実（福祉部）

施策の基本的な方向

(4) 家庭と仕事・地域活動の両立支援

女性も男性も家庭と仕事・地域活動の両立を図ることの重要性について意識啓発を行い、家庭・働く場・地域において互いに支え合う気運を醸成します。

推進項目

- ① 家庭と仕事・地域活動の両立についての学習機会の提供
(県民生活部、産業労働部、教育局)
 - ア 男女共同参画推進センター（With Youさいたま）などを活用した学習機会の提供
- ② 働き方の見直しの推進（産業労働部）(再掲)
- ③ 企業における仕事と家庭の両立支援の整備促進
(福祉部、保健医療部、産業労働部) (再掲)
- ④ 男女共同参画を進める事業所の表彰（県民生活部）(再掲)
- ⑤ 女性活躍に取り組む企業の実践例の情報提供（産業労働部）(再掲)
- ⑥ 交通網の整備などによる通勤時間の短縮の促進（企画財政部、関係部局）

施策の基本的な方向

(5) 男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進

女性が職業生活において活躍するためには、男性の子育て・介護等への参画が重要です。また、男性が子育て・介護等の多様な経験を得ることは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成などを通じ職務における視野を広げるなど、男性自身のキャリア形成にとっても重要です。

このため、男性に両立支援制度の活用を促すとともに、男性の子育て・介護への参画を促進する必要があります。

また、労働時間の短縮や通勤に要する時間の短縮により、仕事と家庭・地域活動などが両立しやすい環境の整備を図り、ワークライフバランスを推進します。

推進項目

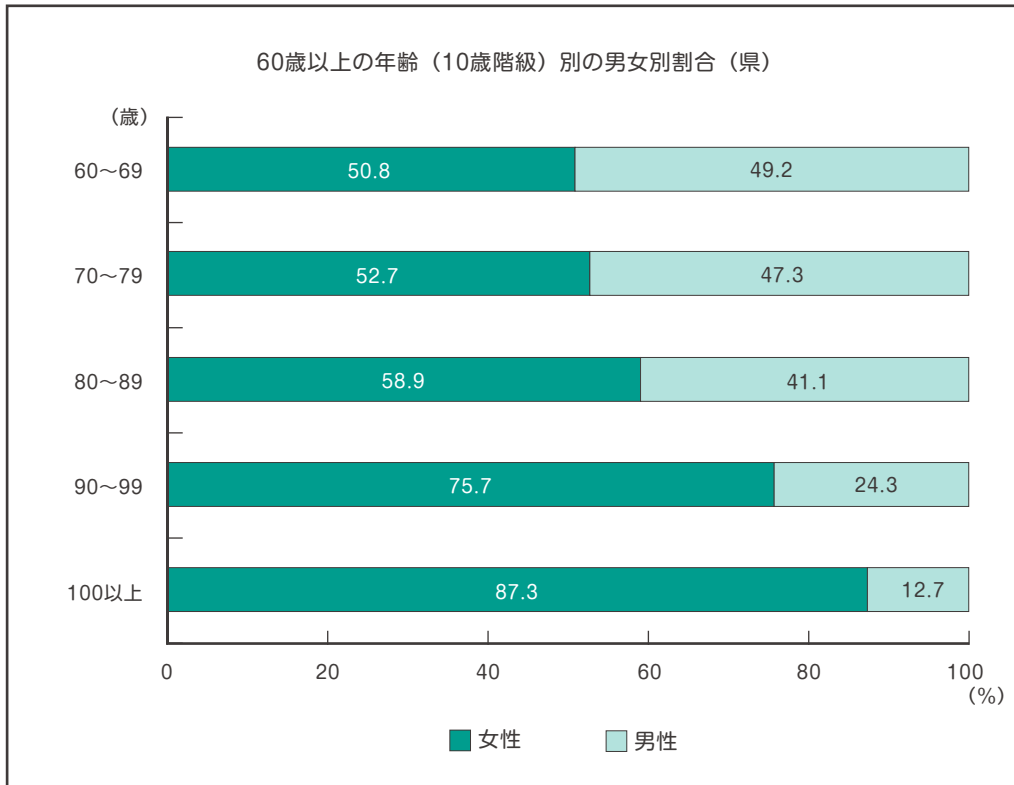
- ① 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解促進（県民生活部）
- ② 男性の生活・自活能力向上のための支援（県民生活部、保健医療部）
- ③ 働き方の見直しの推進（産業労働部）(再掲)
- ④ 父親の子育て参加の促進（福祉部）
- ⑤ 女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法による特定事業主行動計画*の推進
(総務部)
 - ア 男性職員の子育てに関する休暇取得促進
 - イ 「子育てのための休暇取得プログラム」の作成
- ⑥ 男性の地域活動参加への意識啓発の推進（県民生活部、教育局）
- ⑦ 男性に対する相談体制の充実（県民生活部）



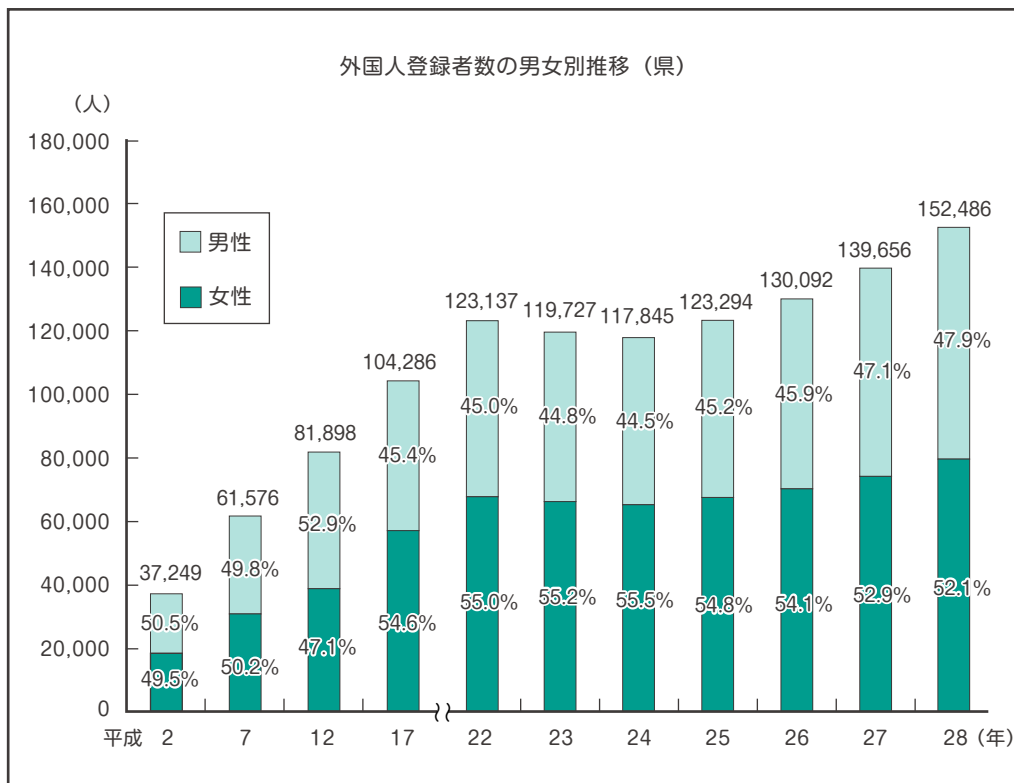
施策の柱 5

誰もが地域でいきいきと生活できる支援

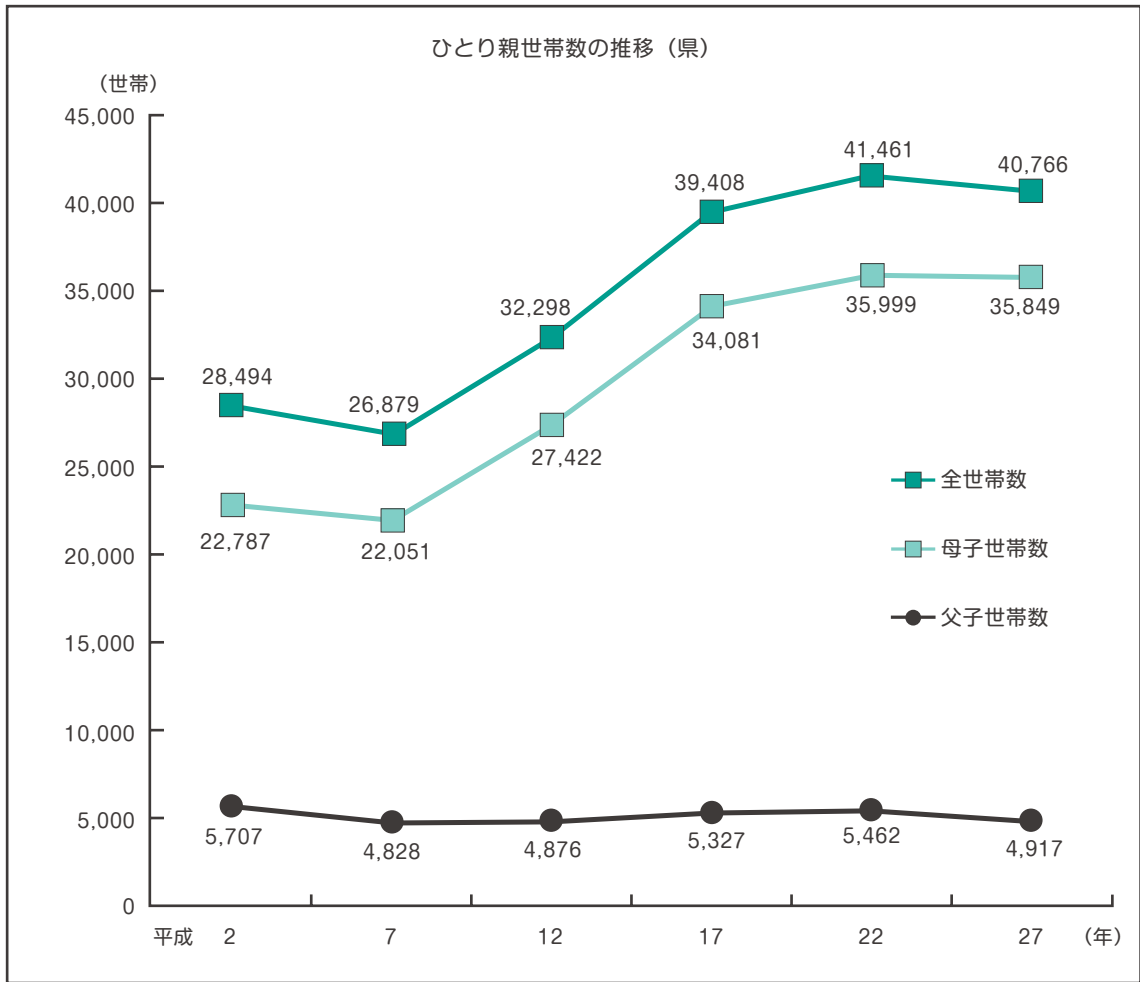
男女がその能力や意欲を発揮しながら社会参画し、充実した生活ができるよう、支援を進める必要があります。また、共にかげがえのない地域社会の一員として相互理解や交流を深め、支え合いながら生活することができる社会環境の整備を進めます。



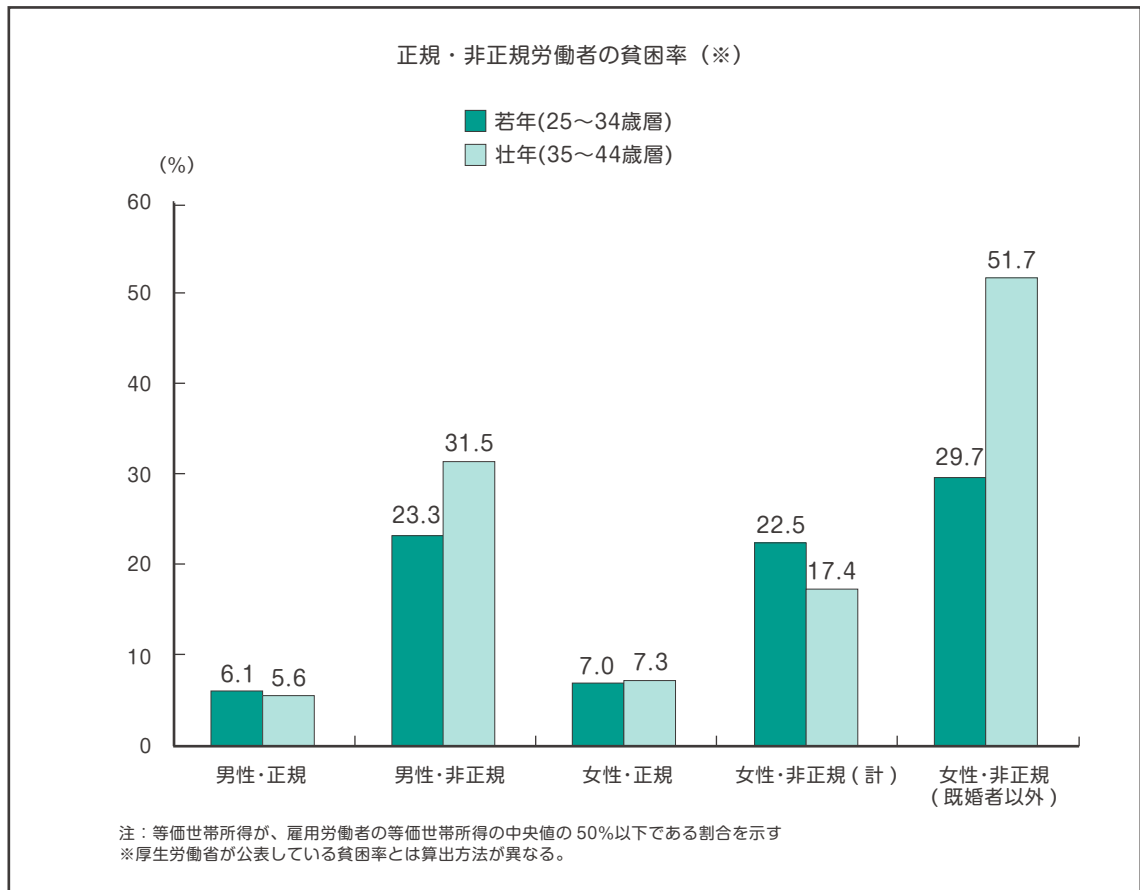
資料：県統計課「埼玉県町（丁）字別人口調査平成29年1月1日現在結果報告」



資料：法務省調べ（各年12月末日現在）



資料：総務省「国勢調査」



資料：独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働政策研究報告書No.164 非正規労働者の仕事と生活に関する研究－現状分析を中心として－」（平成26年）

施策の基本的な方向

(1) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援

豊富な知識や経験を持つ高齢者が、自分自身の意欲や心身の状態に応じ、社会の担い手として就業やボランティア活動など様々な分野において長く健康で活躍できることを目指します。

高齢者が働ける場を増やすとともに、高齢者がこれまで蓄積した多様な知識、経験等を生かした丁寧なマッチングにより、就業や起業を支援します。

また、高齢者が地域活動やボランティア活動に参加する機会を拡大するため、活動参加へのきっかけづくりや情報発信などを進めます。

あわせて、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる支援体制の整備を行います。

推進項目

- ① 公民館などで実施される高齢者に対する生涯学習活動の促進や、多様な学習・活動ニーズへの対応（教育局）
- ② 高齢者の就労環境の整備（産業労働部）
- ③ 高齢者の起業支援（産業労働部）
- ④ 高齢者の地域活動のきっかけづくりや情報提供（県民生活部、福祉部）
- ⑤ 高齢者の持つ知識や経験の有効活用（県民生活部、福祉部、産業労働部）
- ⑥ 高齢者の健康づくりへの支援及び相談体制の充実（福祉部、保健医療部）
- ⑦ 介護予防の推進（福祉部）
- ⑧ 地域生活を支援する体制の整備（福祉部、保健医療部）
- ⑨ 高齢者の福祉用具利用や住宅改修についての情報提供や相談体制の充実
（福祉部、都市整備部）
- ⑩ 消費者の自立支援のための情報提供（県民生活部）

●アクティブシニアの活躍推進●

生産年齢人口が減少するなか、社会の担い手として女性やシニアの社会参画が大変重要になります。

シニアはこれまで「社会に支えられる」側とされてきましたが、実は65歳以上の約8割は介護の必要のない元気なシニアです。

こうした元気な高齢者（アクティブシニア）が自身の希望に合わせて仕事やボランティアに参加できるようにし、シニアも社会の担い手として活躍する社会を目指します。

推進体制の整備と気運の醸成

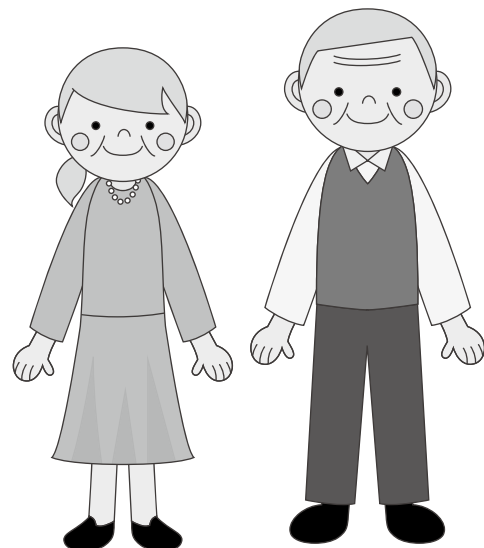
アクティブシニアの活躍推進のための普及活動や事業等の意見をいただき、施策等へ反映いたします。シニアを応援する企業や地域活動を行う団体に対して広く気運の醸成を図っていきます。

企業におけるシニアの活躍の場の拡大

定年や継続雇用の年齢の延長や定年の廃止、無資格・未経験でも可能な業務を切り出して仕事を新たに作るなど、シニアの活躍の場の拡大につながる取組を県内企業等に働きかけることにより、シニア活躍の気運を醸成します。

シニアへの就職の支援

県内にセカンドキャリアセンターを8か所設置し、シニアを含むすべての求職者を支援します。また、シルバー人材センターを支援します。



施策の基本的な方向

(2) 困難を抱えた女性などの自立支援

未婚・離婚の増加などによる単身世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用者の増加などによる雇用不安など、社会環境の変化により若年者から高齢者に至るまで経済的に困難を抱えやすい人が増加しています。特に女性は、出産・育児による就業の中断や非正規雇用が多いこと、男性に比べ平均的に長寿で高齢期の単身生活期間が男性よりも長期になり、貧困など生活上の困難に陥りやすい傾向があります。また、男性の雇用形態は夫婦の出産に対する意識に影響を与えていると言われています。

こうした経済的に困難な女性などに対する相談体制の充実や自立に必要な技能の習得、個人のニーズに合わせたきめ細かな就業情報の提供など自立や就労に対する支援を推進します。あわせて、貧困等の世代間連鎖を断ち切るために、生活困窮者世帯及び生活保護世帯の子供への学習の支援を行います。

また、女性が自らの意識と能力を高め、力をつけ、行動していくことができるよう、女性のチャレンジを支援します。

推進項目

- ① 多様な職業能力の開発機会の提供（産業労働部）(再掲)
- ② 女性の就業支援（県民生活部、産業労働部）(再掲)
- ③ 若年無業女性等への自立支援（県民生活部）
- ④ 若年者への就業支援（産業労働部）
- ⑤ パートタイム労働者など非正規雇用における雇用環境等の整備（産業労働部）(再掲)
- ⑥ ひとり親家庭への支援
（県民生活部、福祉部、保健医療部、産業労働部、都市整備部）(再掲)
- ⑦ 生活困窮者への自立支援（福祉部、関係部局）
- ⑧ 子供への学習支援（福祉部）

●生活困窮者への自立支援●

生活困窮者自立支援制度

平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、生活にお困りのかたに対する新たな支援制度がスタートしました。

この制度は、近年の生活保護受給者の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却したかたが再び生活保護に頼ることのないようにすることを目的にしています。

相談内容

生活に困っている、仕事が見つからない、家賃を払えない、住む所がない、家族のことで悩んでいる、将来が不安、病気で働けない、社会に出るのが怖い・・・などの生活全般のお困りごとをご相談ください。

相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

相談窓口

市については各市が、町村については県が相談窓口を設置しています。

相談窓口



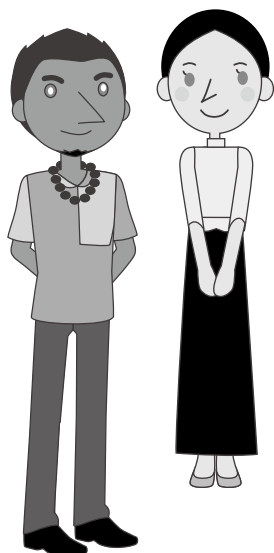
施策の基本的な方向

(3) 障害者、外国人などの特別な配慮を必要とする人への支援

障害者、外国人、妊娠期の女性など、日常生活における自立や社会参画を行う上で様々な制約を受けがちな人たちが、その能力や意欲を発揮しながら社会に参画し、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整備することが求められています。共に生きることこそノーマルであるというノーマライゼーション*の理念の浸透を図るとともに、バリアフリーやユニバーサルデザイン*の視点に立ったまちづくりを積極的に推進します。

推進項目

- ① 障害のある人などを地域全体で支える仕組みづくり
(福祉部、産業労働部、教育局、関係部局)
- ② 県内在住の外国人に対する相談体制の充実 (県民生活部、関係部局)
- ③ 多言語による生活情報の提供 (県民生活部、関係部局)
- ④ 外国人のための日本語学習の啓発と支援 (県民生活部、関係部局)
- ⑤ 外国人留学生への支援 (県民生活部、産業労働部)
- ⑥ 性的マイノリティ (LGBT等)*といった新たな人権問題も含めた学校や地域社会、企業などにおける人権教育・啓発活動の実施 (県民生活部、教育局、関係部局)
- ⑦ 誰もが住みよいまちづくり
(企画財政部、福祉部、県土整備部、都市整備部、関係部局)
- ⑧ ユニバーサルデザインの推進 (県民生活部、全庁)



施策の基本的な方向

(4) 地域活動における男女共同参画の推進

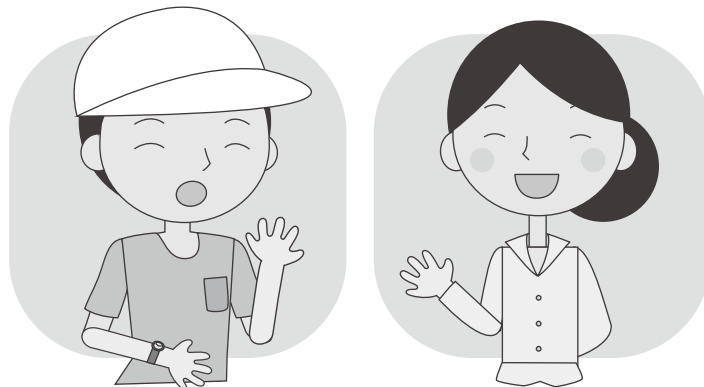
地域の特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定することのないよう、男女共に地域活動への参画を促進し、地域活動における男女共同参画を推進します。

また、自治会、PTA、NPOなど地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画促進を図るとともに、地域活動において男女共同参画の視点が反映されるよう、各団体に対して働きかけます。

あわせて、情報提供などを通じ、地域活動への参画を促進するための環境整備を行います。

推進項目

- ① 自治会、PTA、NPOなど地域における政策・方針決定過程への女性の参画促進
(県民生活部)
- ② 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進 (県民生活部)
- ③ NPO活動・ボランティア活動などへの参加促進のための環境整備
(県民生活部、福祉部、関係部局)
- ④ 地域活動参画への機会づくり、学習機会の提供、ネットワーク化などの活動の活性化
(県民生活部、福祉部、関係部局)



施策の基本的な方向

(5) 男女共同参画に関する国際理解、国際交流・国際協力の推進

国際社会における男女共同参画の推進に関する取組や様々な課題についての情報の収集・提供や学習機会の充実を図ります。民間団体や県民における国際交流・国際協力を促進するため、団体への情報提供や団体間のネットワーク化を充実するとともに、民間団体などと協力・連携しながら国際協力を推進します。

推進項目

- ① 男女共同参画に関する国際的情報の収集・提供・普及（県民生活部、関係部局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）の活用
- ② 男女共同参画に関する国際的動向についての学習機会の提供（県民生活部、関係部局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における研修・講座などの実施
 - イ 国立女性教育会館*との連携
- ③ 自治体外交・県民主体の国際交流の推進（県民生活部、関係部局）
- ④ 国際交流団体・国際協力団体などによる男女共同参画に関する取組の促進（県民生活部、関係部局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での自主活動・交流支援 事業の活用
 - イ NGO・NPOの国際交流、途上国の女性支援に配慮した国際協力への活動支援
- ⑤ 地球環境の保全に対する国際協力・国際交流の推進（環境部）



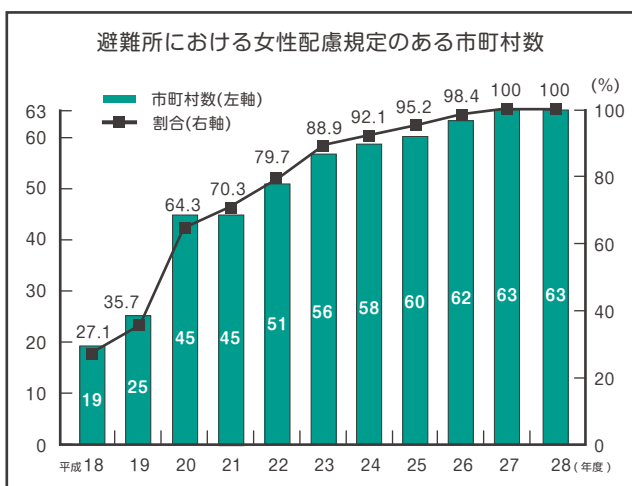
基本目標Ⅳ 災害に強い地域を男女が共につくりあげる

施策の柱6 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

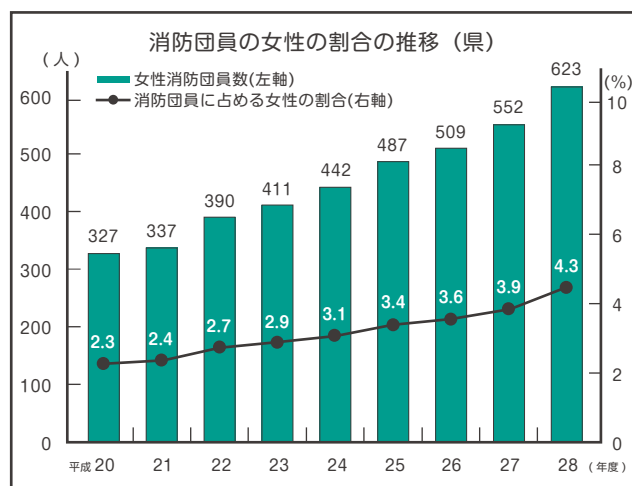
東日本大震災や熊本地震では、様々な場面において男女共同参画の視点が不十分な事例が報告されました。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の推進が、防災復興を円滑に進める基盤となります。

そこで、被災時の避難所における男女のニーズの違いや復興段階における女性をめぐる問題など、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進する必要があります。地域防災計画の策定に際しては、男女双方の視点に立った計画の策定や政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進します。

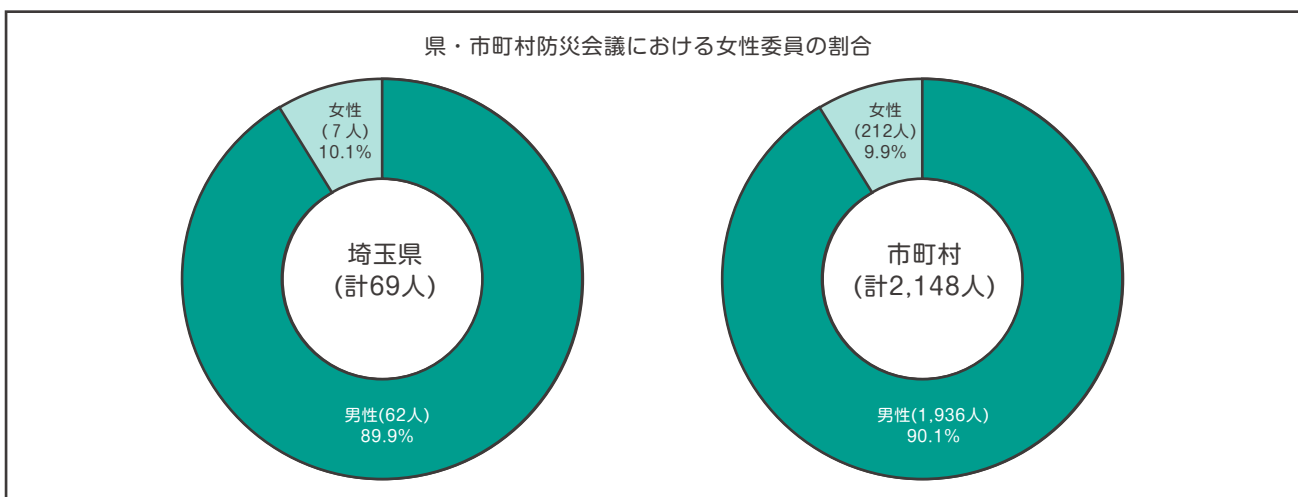
また、防災対策は、行政の取組だけではなく自主防災組織やボランティア組織など地域の様々な団体と協働で取り組む必要があります。このため、これらの団体への女性の積極的な参画を促進します。



資料：県消防防災課調べ



資料：県消防防災課調べ



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」平成28年度

施策の基本的な方向

(1) 防災分野における女性の参画拡大

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大します。

推進項目

- ① 自主防災組織及びボランティア組織への女性の参画促進（危機管理防災部）
- ② 市町村における消防吏員の女性の採用・登用促進（危機管理防災部）
- ③ 消防団への女性の入団・活躍促進（危機管理防災部）
- ④ 埼玉県防災会議における女性の登用推進（危機管理防災部）

施策の基本的な方向

(2) 防災訓練や自主防災組織などでの男女共同参画の意識啓発

地域の防災訓練や自主防災組織の活動などにおいて、防災対策における男女のニーズの違いや女性への配慮など男女共同参画の視点を取り入れて意識啓発を行います。

推進項目

- ① 地震対策セミナー、防災出前講座などでの意識啓発（県民生活部、危機管理防災部）
- ② 各種防災訓練への女性の参画促進と女性の視点を取り入れた訓練の実施
(危機管理防災部)
- ③ 女性の視点を取り入れた自主防災組織活動の促進（危機管理防災部）

施策の基本的な方向

(3) 男女共同参画の視点に立った地域防災計画や各種対応マニュアルなどの充実

女性に配慮した地域防災計画の策定や、男女のニーズに広く対応した避難所の設置・運営などのマニュアルの整備・充実を図ります。

推進項目

- ① 地域防災計画の策定過程への女性の参画（危機管理防災部）
- ② 女性に配慮した帰宅困難者対策の構築（危機管理防災部）
- ③ 女性や子育てに配慮した避難所の開設・運営体制の支援
（県民生活部、危機管理防災部、関係部局）
- ④ 市町村の地域防災計画の策定支援（危機管理防災部）

施策の基本的な方向

(4) 男女共同参画の視点に立った災害時の対応

女性に対する暴力の防止や妊婦などに配慮した女性相談窓口の設置を行います。避難所においては、女性の視点を十分に踏まえた設置・運営を行うとともに、県外からの避難者についても女性に配慮した受入れ態勢を構築します。

推進項目

- ① 女性を対象とした相談窓口の設置（県民生活部）
- ② 女性の視点を踏まえた避難所の開設・運営の支援
（県民生活部、危機管理防災部、関係部局）
ア 男女のニーズの違いに配慮した物資の備蓄
- ③ 女性に配慮した県外からの避難者の受入れ態勢の支援
（県民生活部、危機管理防災部、関係部局）

施策の基本的な方向

(5) 災害復興時における男女共同参画の促進

災害復旧事業計画の策定過程や災害復旧活動において女性の参画を促進することにより、男女のニーズを反映した災害復興を推進します。

推進項目

- ① 災害復旧事業計画の策定過程への女性の参画（全庁）
- ② 災害復旧活動における女性の参画（全庁）

●男女共同参画の視点からの防災対策（内閣府）●

男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（平成25年5月）

<背景>

- 東日本大震災において、衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られた避難所も見られた。
- 平常時から、男女共同参画の視点からの災害対応について、関係者が理解しておくことが重要。

<基本的な考え方>

- 1 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- 2 「主体的な担い手」として女性を位置づける
- 3 災害から受ける影響の男女の違い等に配慮する
- 4 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- 5 民間と行政の協働により男女共同参画を推進する
- 6 男女共同参画センターや男女共同参画担当部局の役割を位置づける
- 7 災害時要援護者への対応との連携に留意する

男女共同参画の視点からの防災研修プログラム

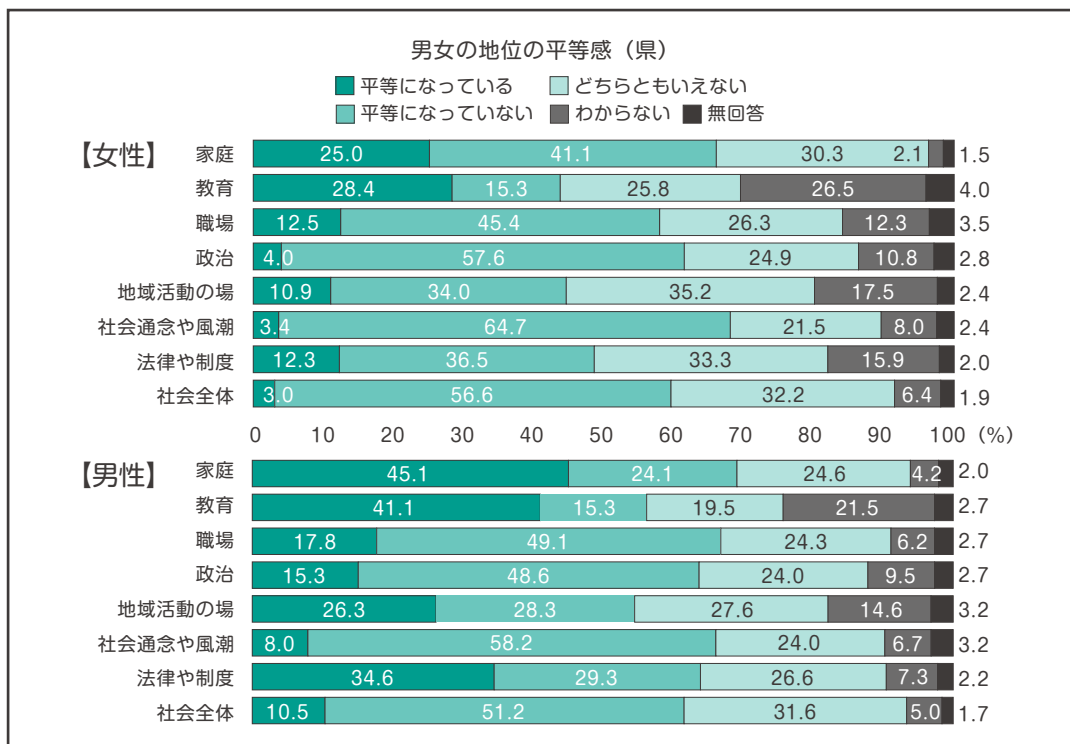
地方公共団体において、防災施策に携わる職員が、男女共同参画の視点をもって施策を企画立案・実施できるよう育成するためのプログラムを平成28年6月に作成しました。

基本目標Ⅴ 男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす

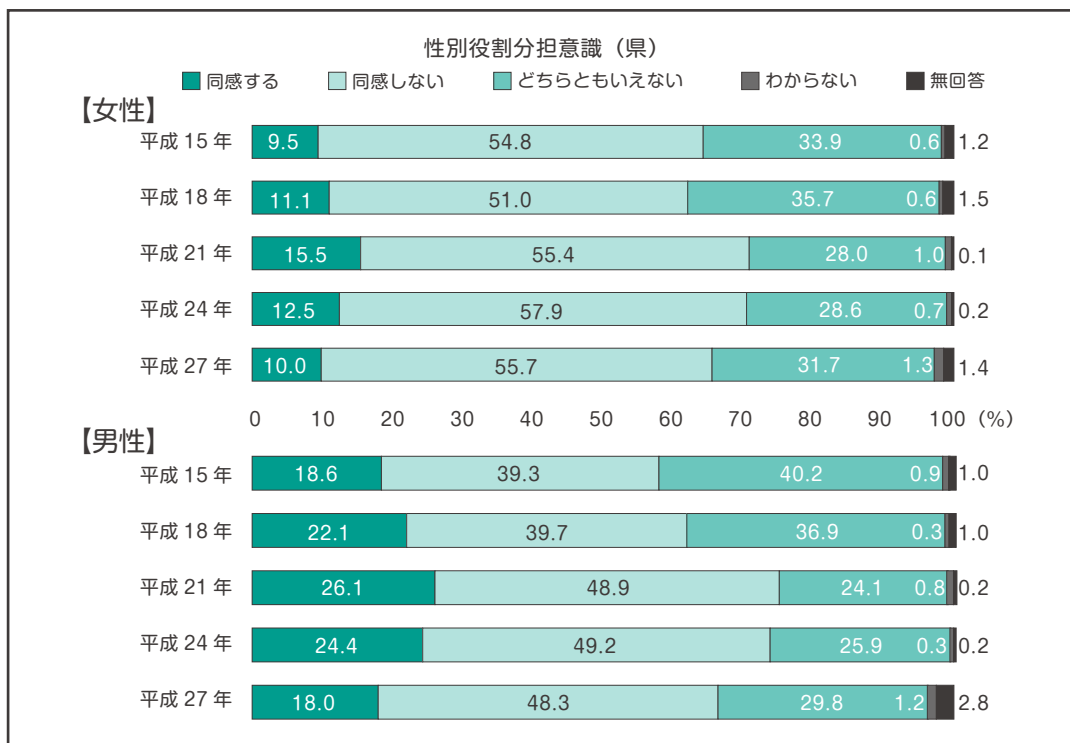
施策の柱7 男女の固定的な役割分担意識の解消

女性も男性も性別にかかわらず、あらゆる分野において個性や能力を發揮して自由に活躍できるよう、社会における制度や慣行の見直し、意識の改革を行う必要があります。

県議会による修正（一部）



資料：県男女共同参画課「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」



資料：県男女共同参画課「男女共同参画に関する意識・実態調査」

施策の基本的な方向

(1) 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進

性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて、事業者や県民に対して広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、事業者や県民による自主的な取組の促進を図ります。その際、各種メディアの幅広い活用を図ります。

推進項目

- ① 働く場・家庭・地域における慣行（社会通念・習慣・しきたり）や法制度などの見直しの促進（県民生活部、全庁）
 - ア 調査などによる実態把握
- ② 男女共同参画の視点からの施策や事業展開の見直し（県民生活部、関係部局）
 - ア 男女共同参画配慮度評価*の実施
- ③ 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発事業の推進（県民生活部、全庁）
 - ア 事業者、行政職員に対する意識啓発
 - イ 男性を対象とする事業の充実
 - ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における県民・行政職員・教員・学生などを対象としたプログラムの開発と提供
 - エ 男女共同参画推進の功績に対する表彰制度の実施
 - オ 男女共同参画社会の正しい理解の浸透
- ④ 各種メディアの幅広い活用による広報・啓発活動（県民生活部、全庁）
- ⑤ 事業者・民間団体・県民と連携した広報・啓発活動（県民生活部、全庁）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）を拠点とする広報・啓発活動

●さいたま輝き荻野吟子賞●



埼玉県では、本県出身で日本で最初の公認女性医師となった「荻野吟子(おぎのぎんこ)」にちなみ、その不屈の精神を今に伝える先駆的な活動をしているなど、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人や団体、事業所の方々に「さいたま輝き荻野吟子賞」を贈っています。

この表彰制度は、女性と男性が個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画することができる男女共同参画社会づくりを推進するとともに、埼玉の偉人である荻野吟子を顕彰するため、平成17年度から実施しています。

きらきら輝き部門

県内に在住（勤）若しくは県出身又は県内に所在し、先駆的な取組などにより各分野で特に功績が著しく今後の活躍が期待できる個人又は団体

さわやかチャレンジ部門

県内に在住（勤）又は県出身で、各分野にチャレンジし、今後さらなる活躍が期待できる年齢40歳未満の個人

いきいき職場部門

県内に所在し、男女が共同して参画することができる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業所

施策の基本的な方向

(2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び 相談・情報提供による支援

男女共同参画に関する法制度や救済制度の積極的な活用を促進するため、誰にでも理解できるように広報を行い、法的識字能力（リーガル・リテラシー）*の向上に向けて学習機会の充実を図ります。その際、高齢者、障害者、外国人など、情報を得にくい人に配慮します。

さらに、相談内容に応じた法制度や救済制度についての助言、情報提供、関係機関との連携などによる総合的な支援を行います。

推進項目

- ① 男女共同参画に関する条約・法律・条例などの周知及び救済制度の活用促進のための学習機会の提供（県民生活部、関係部局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）を活用した学習機会の提供
- ② 相談・救済体制の充実（県民生活部、関係部局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における電話・面接相談、弁護士・カウンセラーによる専門相談、若年者が相談しやすいインターネット相談の実施
 - イ 社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）の視点を養う相談担当者の研修の実施
 - ウ 男女共同参画苦情処理制度*の活用

●男女共同参画苦情処理制度●

男女共同参画の推進に関する県の施策等の苦情や夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメントなどにより人権を侵害された事案について皆さんからの申出を適切かつ迅速に処理するための機関で、知事から委嘱された3人の苦情処理委員が、皆さんに代わって必要な調査を行います。

その結果、必要があると認めるときは、県の機関や関係者に対し助言、意見表明、勧告等を行います。

施策の基本的な方向

(3) 男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進

自殺をした人の割合を男女別に見ると、男性が7割で女性が3割となっています。

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識を女性よりも男性の方が持つ傾向にあり、男性の側で抱えるこうした意識が「男性が主に稼ぐべき」という重圧にもなっていることが考えられます。

こうした男女の役割分担意識が一因となって自殺に追い込まれていく人々を防ぐには、「自殺は防ぐことができる」という基本認識を持てるよう、県民一人一人に普及啓発していくとともに、メンタルヘルス対策を中心とした相談支援体制の充実を図ります。

また、家族等の自殺によりのこされた方々のケアやこれらの方々からの相談への対応を行うとともに、自助グループの活動を支援します。

推進項目

- ① 自殺防止に向けた普及啓発の推進（保健医療部、産業労働部）
 - ア 家族や周囲の人たちが自殺のサインに気付くことができるような教育・広報などの実施
 - イ ストレスチェックの実施など、働く場におけるメンタルヘルスケアの重要性の普及啓発
- ② 現に危機状態にある人への相談支援の充実（県民生活部、保健医療部、産業労働部）
 - ア 働く人のメンタルヘルス相談*の実施
 - イ 事業所への情報提供や研修の実施
 - ウ 失業・多重債務・法律問題などに関する相談体制の充実
 - エ 女性の心の問題に対する地域の保健事業・相談事業の実施
- ③ 自殺対策に取り組んでいる民間団体やボランティア活動への支援、連携
(保健医療部)
- ④ 遺族・周囲の人たち、自殺未遂者などへの支援（保健医療部）
 - ア のこされた人たちや周囲の人たちへの相談体制の整備
 - イ 遺族のための自助グループへの活動支援

施策の基本的な方向

(4) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

あらゆる施策に男女共同参画の視点を盛り込む基礎資料とするため、男女共同参画の現況を客観的に把握できるよう、統計の設計や結果の表し方などについて見直しを行い、統計情報などの収集・整備・提供の充実を図ります。

推進項目

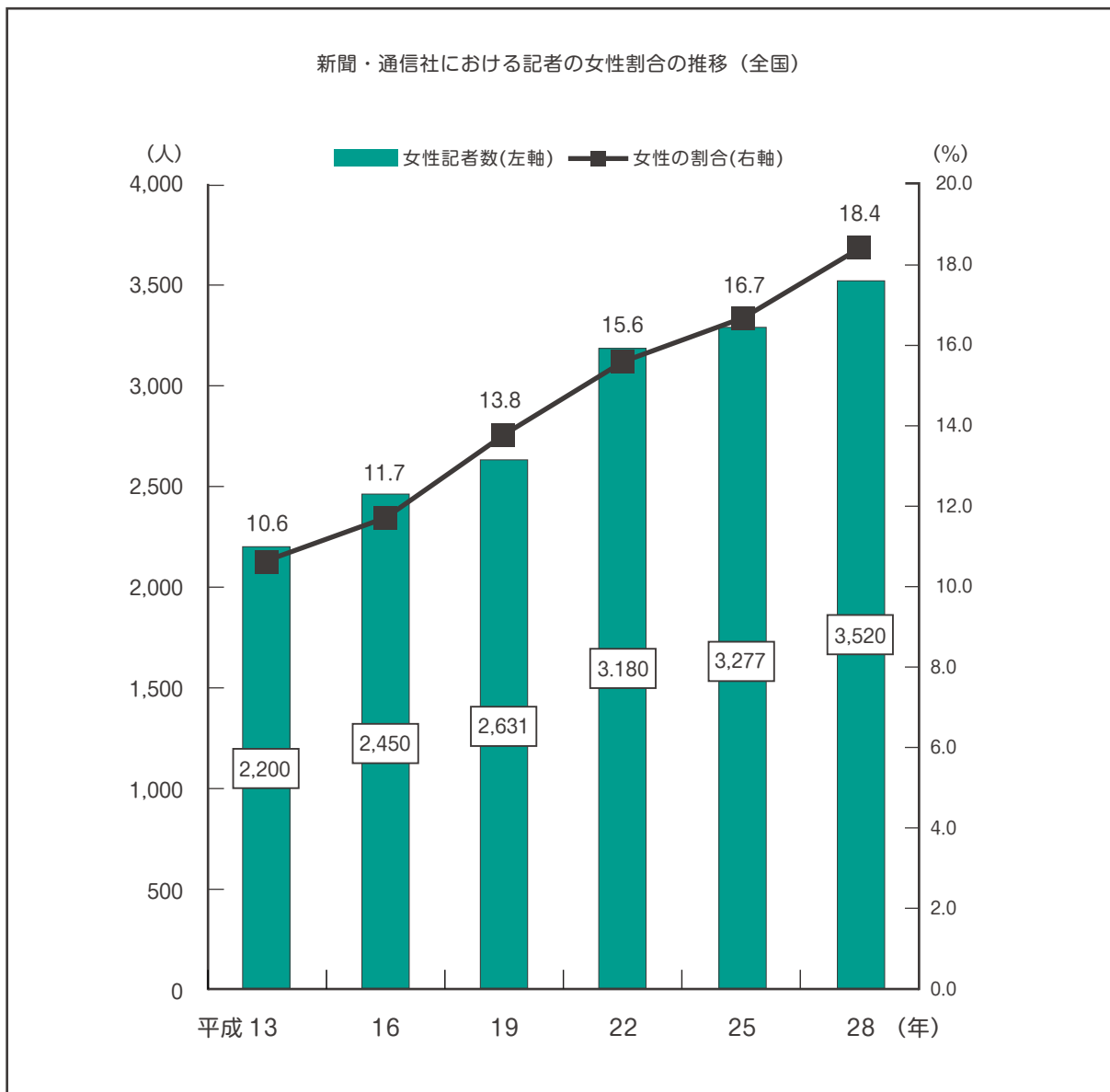
- ① 男女共同参画に関する統計情報や出版物の収集・整備・提供（県民生活部、全庁）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）を拠点とする情報収集・提供
 - イ 男女共同参画関連施策の推進状況に関する年次報告の作成・公表
- ② 男女共同参画に関する意識調査の実施や女性を取り巻く現状の把握
（県民生活部、関係部局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）で行う調査・研究
- ③ あらゆる分野の男女別統計*データの収集など、男女共同参画の視点からの調査方法の見直し（県民生活部、全庁）



新聞・テレビ・ラジオ・雑誌などのメディアが公衆に表示する情報が、県民の意識形成に与える影響は大きく、高度情報化の進展により、その影響は更に拡大するものと予想されています。また、県が発信する情報も同様です。

そこで、公衆に情報を表示する場合、性別による役割分担や女性に対する暴力を助長及び連想させるような表現に十分留意するよう、県が率先して取組を進めるとともに、メディアによる自主的な取組も必要です。

また、公衆に表示される情報について県民自身が批判的に読み解き、自己発信できる能力を養うことが求められています。



資料：内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

施策の基本的な方向

(1) メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ

性別による固定的な役割分担や女性に対する暴力を助長したり連想させたりするような表現については、十分留意することが求められています。また、男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する視点に立った自主研修を実施し、企画・制作・編集方針決定の場へ女性を参画させるなどするよう、メディアに対し協力を働きかけます。

推進項目

- ① メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権の尊重に向けた自主的な取組への働きかけ（県民生活部、関係部局）
- ② 情報を制作・発信する側の企画、制作、編集など方針決定の場への女性の参画の促進（県民生活部、関係部局）

施策の基本的な方向

(2) 男女の人権、とりわけ女性の人権を侵害する情報に対する県民意識の醸成

性別による固定的な役割分担や女性に対する暴力を助長又は連想させるような表現の排除に向けた社会的気運の醸成を図るため、広報・啓発や学習機会の充実を図ります。

推進項目

- ① 情報活用能力（メディア・リテラシー*）の学習機会の提供（県民生活部、関係部局）
- ② メディアにおける表現に関する実態把握と社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）の視点からの分析（県民生活部、関係部局）

施策の基本的な方向

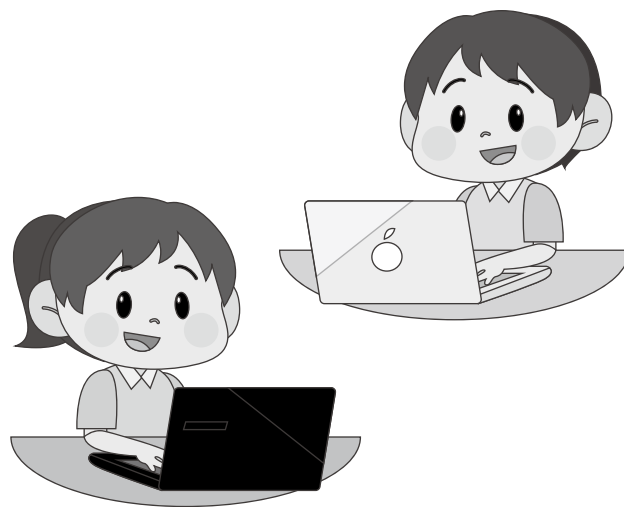
(3) 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護

人権を侵害するようなメディアでの性・暴力表現への対応として、法令等に基づき、対策を講じます。

その際、インターネットなどのメディアへの対応や、児童の権利保護、青少年の健全育成の観点に配慮します。

推進項目

- ① 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護の推進
(県民生活部、警察本部)
 - ア 埼玉県青少年健全育成条例に基づく有害な環境に対する規制・業界への指導
 - イ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）に基づく対策の推進
 - ウ インターネットなどを利用したわいせつ事案などの犯罪の取締り



施策の基本的な方向

(4) 男女共同参画の視点に立った表現の推進

性別による固定的な役割分担意識にとらわれない、多様な生き方や働き方を社会に浸透させるために、県が「男女共同参画の視点から考える表現ガイド*」を基に率先して取組を行います。また、他の機関や民間のメディアに対し、こうした県の取組について広く周知します。

推進項目

- ① 男女共同参画の視点に立った県の広報活動における「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」の活用と周知（県民生活部、全庁）
- ② 性別による固定的な役割分担意識にとらわれない広報の推進（県民生活部、全庁）

●男女共同参画の視点からの公的機関の広報●

男女共同参画の視点から考える表現ガイド（平成15年3月・埼玉県）

－表現のチェックポイント－

- ① 人数や登場回数が男女どちらかに偏っていませんか
- ② シンボルマークやマスコットが男女どちらかに偏っていませんか
- ③ さまざまな年齢の男女が描かれていますか
- ④ 服・持ち物の色、服のデザインが性別によって固定化されていませんか
- ⑤ 職業、スポーツ、学術、遊び等で男女が固定化されていませんか
- ⑥ 仕事をしているのは男性、家事・育児・介護をしているのは女性になっていませんか
- ⑦ 男性が指導者、女性が相談者など、優劣や上下の関係が男女で固定化されていませんか
- ⑧ 内容に関係なく、人目を引くために女性の姿態、身体の一部や笑顔を使用していませんか
- ⑨ 男女どちらかのみを表す表現、女性であることを強調する表現など男女の扱いが異なる表現をしていませんか

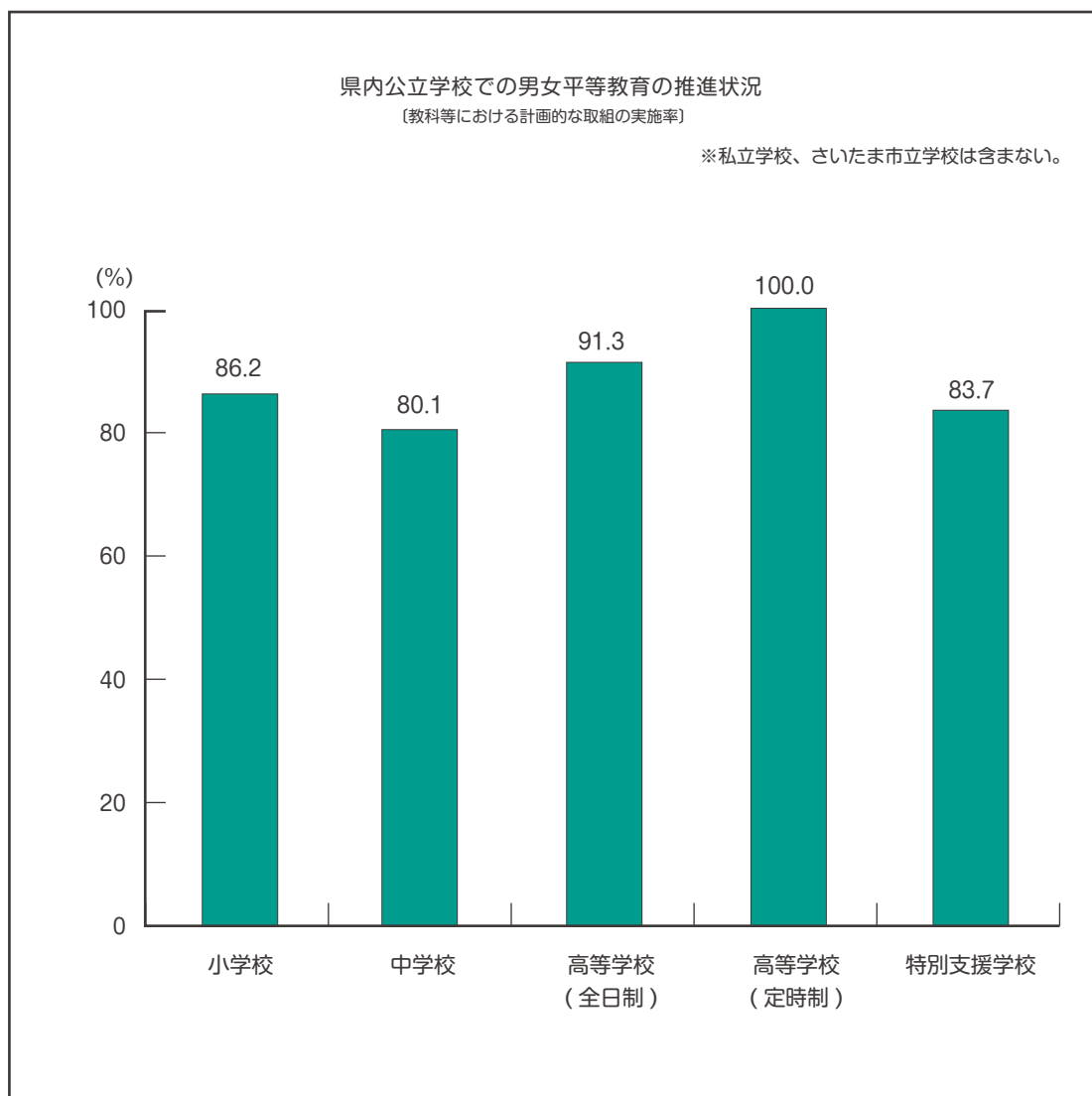
基本目標Ⅵ 男女共同参画の意識をはぐくむ

施策の柱 9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

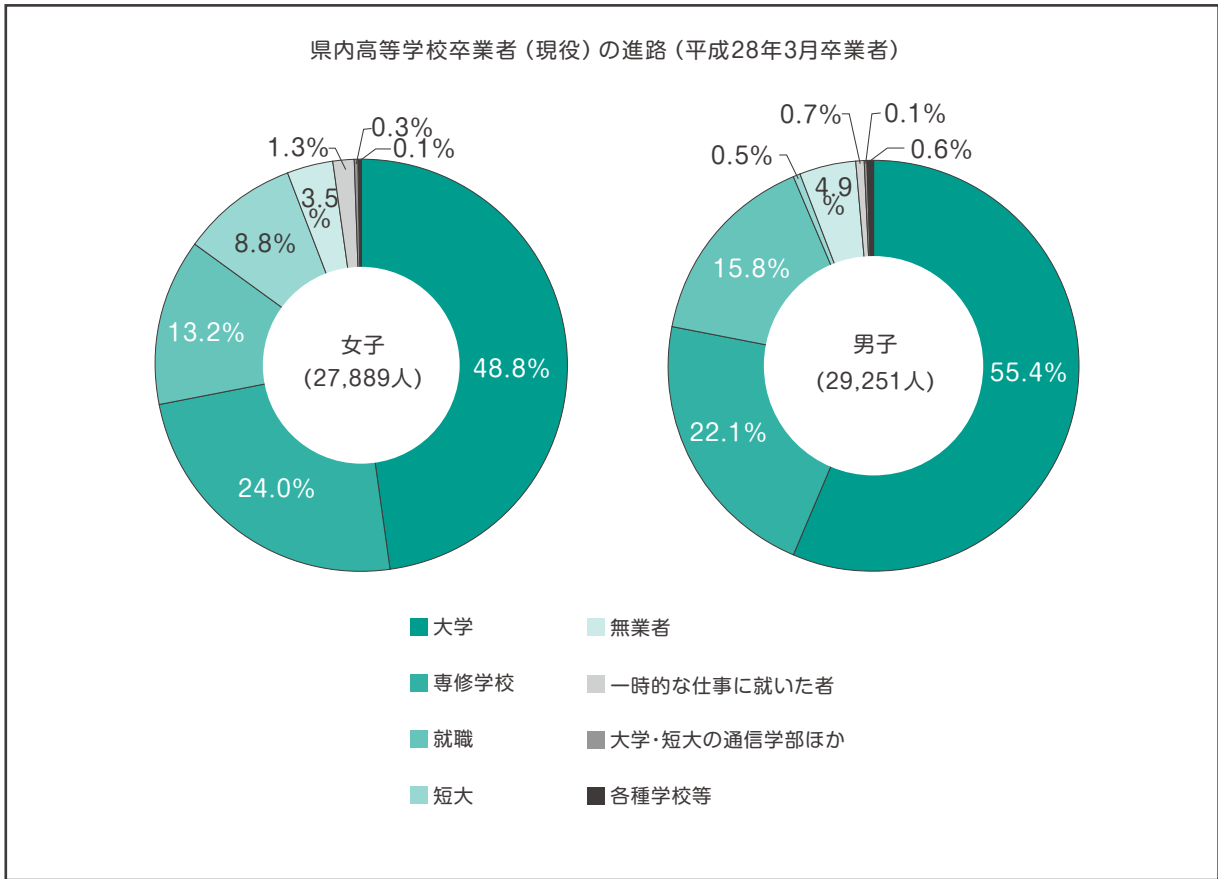
男女共同参画社会の実現のためには、女性も男性も積極的に男女共同参画の意義を理解することが不可欠であり、そのために学校・家庭・地域における教育・学習の果たす役割は大きくなっています。

子供の頃から、男女が共に一人の自立した人間として互いの人格や個性を尊重しあうとともに、性別にかかわらず、一人一人の個性や能力を発揮して自らの意思によって行動できるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。家庭や地域においても男女共同参画に関する学習機会の充実を図り、子供への接し方も含め、男女共同参画の視点に立った行動を促進していく必要があります。

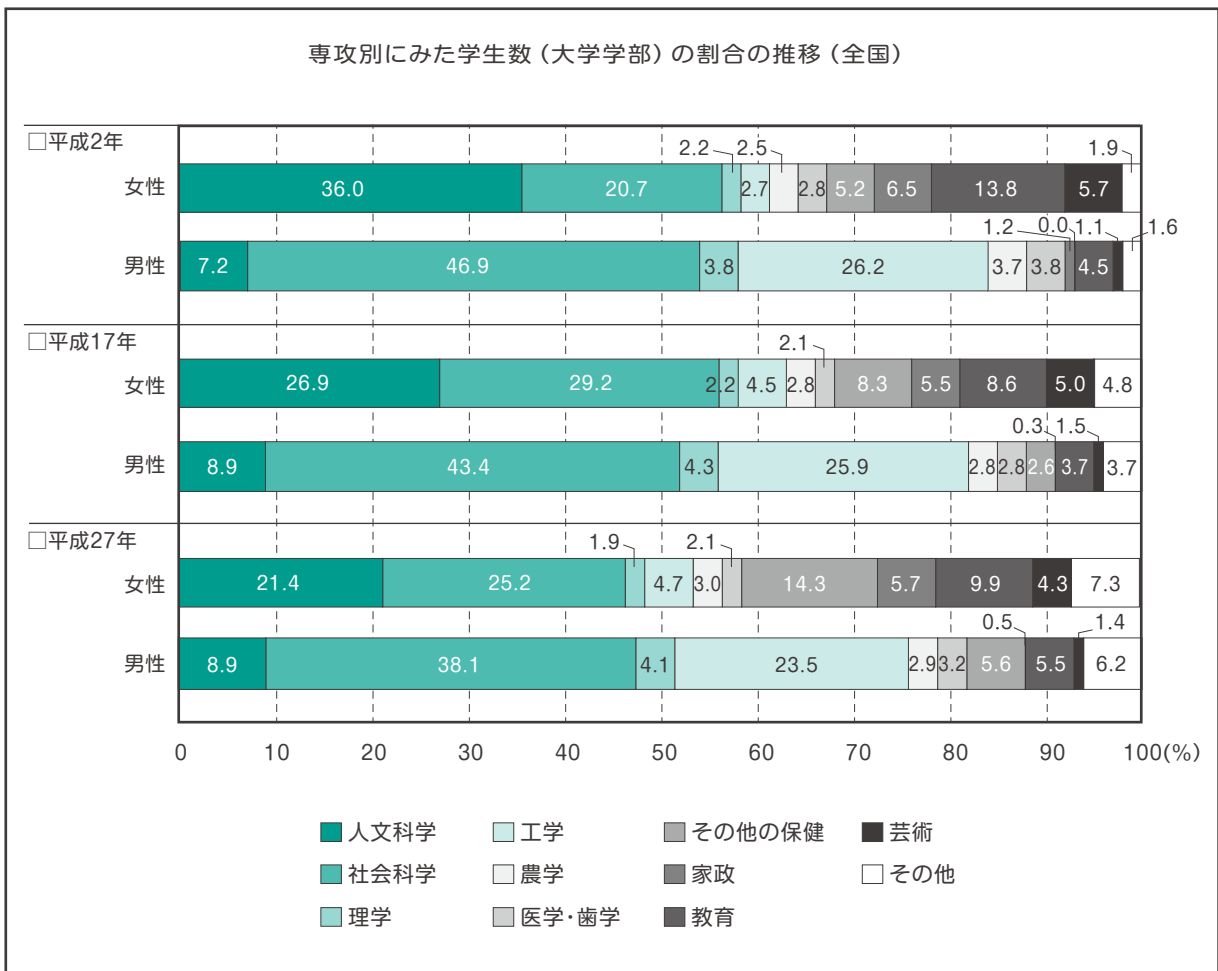
また、女性も男性も各々の個性と能力を生かし、社会のあらゆる分野に参画していくために、生涯学習の充実が重要です。



資料：県人権教育課調べ（平成29年3月現在）



資料：文部科学省「学校基本調査」平成28年度



資料：文部科学省「学校基本調査」

施策の基本的な方向

(1) 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進

学校教育は、男女共同参画の意識を育てる重要な場であることから、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

推進項目

- ① 保育における男女共同参画に関する取組の促進（県民生活部、福祉部、教育局）
 - ア 一日保育体験など、男女が共に子育てに取り組む施策の推進
- ② 学校教育における男女平等教育の推進（総務部、教育局）
 - ア 児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導の推進
 - イ 人権感覚育成プログラムの実践による人権感覚の育成
 - ウ 男女平等の重要性、人権の尊重、男女の相互理解と協力、家庭生活や働く場における男女共同参画の大切さなどの教育活動全体を通じた指導の充実
 - エ 男女が協力して家族の一員としての役割を果たし、より良い家庭を築けるような家庭科教育の充実
 - オ 学校の教育活動の様々な場面での性別に基づく固定的な役割分担意識の見直し
 - カ あらゆる暴力行為の防止に向けた指導と意識啓発
- ③ 女性学・ジェンダー学を含む男女共同参画に関する調査・研究などの充実
(県民生活部、関係部局)
- ④ 教職員などに対する意識啓発及び研修の充実（総務部、教育局）
 - ア 男女共同参画の理念、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）の定義や視点について教職員研修などを通じた正確な理解の浸透
 - イ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- ⑤ キャリア教育の推進（県民生活部、産業労働部、教育局）(再掲)

●人権感覚育成プログラム（埼玉県教育委員会作成）●

人権問題を直感的にとらえる感性や人権への配慮が具体的な態度や行動につながる人権感覚の育成を図るための学習プログラムとして刊行したものです。

自尊感情や生命尊重、共感と連帯感、コミュニケーション能力、参加・参画などの「人権感覚育成のための視点」に基づき、参加体験型学習や体験活動を組み入れ、実感を通して学ぶことができるものとなっています。

学校教育編

児童生徒の発達の段階を踏まえ、各教科等の時間に位置付けて、計画的・系統的に指導できるプログラムとなっています。

事例編9「参加・参画」に関するプログラム

- ・ちがいのちがい ～男女共同参画社会について考える～（中学校）
- ・ジェンダー（社会的性別）に気づこう！（高校）

社会教育編

学校の保護者や地域住民を対象としたもので、各学校のPTAや家庭教育学級、公民館での講座等において実施できるプログラムとなっています。

人権課題を解決するために

- ・山田家のある一日 ～社会的性別（ジェンダー）に気づこう～

増補版 学校教育編

教科におけるプログラム活用の促進を図るため、教科のねらいと人権感覚育成のねらいの両方を示してあるプログラムとなっています。

- ・男女共同参画の視点に立ったルール決め（高校）

施策の基本的な方向

（2）男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進

子供の頃から男女共同参画の意識を育むためには、家庭教育が大きな役割を果たしています。性別による固定的な役割分担意識にとらわれない家庭教育が促進されるよう、男女共同参画の視点に立った広報・情報提供や学習機会の充実を図ります。

推進項目

- ① 男女共同参画の視点に立った家庭・地域教育の推進（県民生活部、教育局）
 - ア 男女共同参画の視点に立ったPTA活動などの促進
 - イ 「親の学習*」などの家庭教育支援の充実
 - ウ 学校応援団*の推進
 - エ 放課後子供教室*への支援

- ② 家庭教育に関する情報提供や学習機会の充実（教育局）
ア 家庭教育アドバイザーの活用

施策の基本的な方向

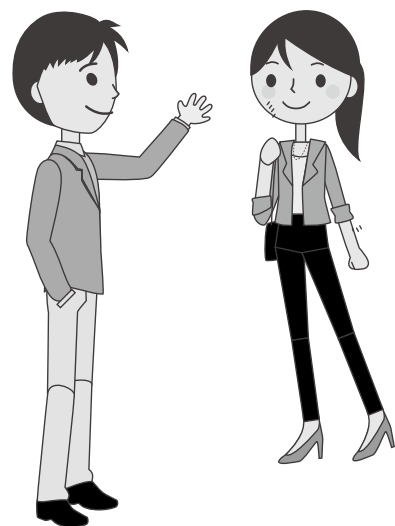
（３）男女共同参画に向けた生涯学習の推進

男女共同参画の意識を広く浸透させるために、男女共同参画に関する学習機会を充実します。

さらに、女性があらゆる分野に参画する力をつけるために、生涯にわたる様々な学習機会の充実を図ります。

推進項目

- ① 男女共同参画に関する学習機会の充実（県民生活部、教育局、関係部局）
ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などにおけるライフステージに応じた研修や講座の開催
イ IT（情報技術）活用能力の養成機会の提供
- ② 人材の育成（県民生活部、教育局、関係部局）
ア 地域リーダーの育成と活用
イ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などの学習・研修事業による人材育成を通じた地域での男女共同参画の活動促進
- ③ 女性のキャリア形成支援（県民生活部、産業労働部、教育局、関係部局）
ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などにおける女性のキャリア形成支援
イ 生涯学習ステーション*による人材登録制度の紹介や学習情報の提供

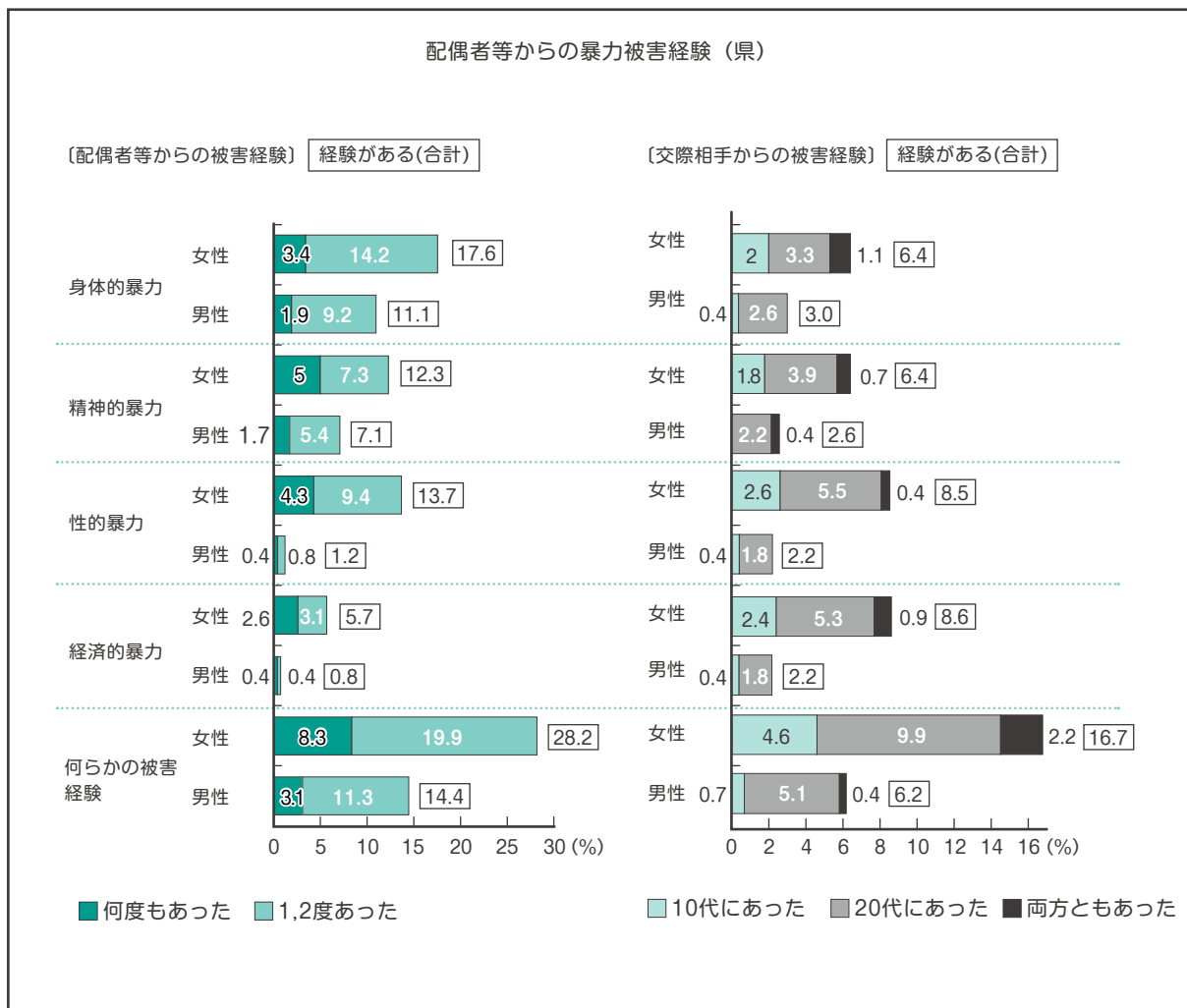


施策の柱 10 女性に対する暴力の防止と被害者支援

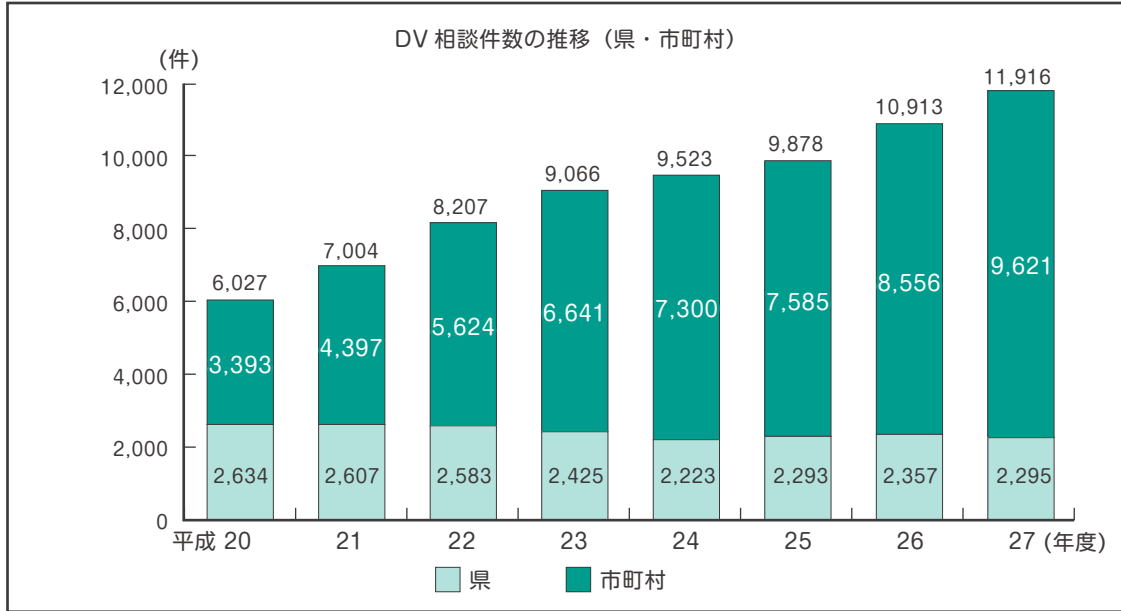
女性に対する暴力は、人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な社会的・構造的問題であるにもかかわらず、潜在化しやすく、社会の理解も不十分で個人的問題や家庭内の問題として容認されてきました。そこで、女性に対する暴力は人権問題であり、性別による固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など今日の社会において男女が置かれている状況などに根ざした構造的問題であるとの認識を広く浸透させ、女性に対する暴力を許さない社会意識を醸成する必要があります。

また、女性に対する暴力の潜在化を防止し、安心して被害を訴えることができる環境づくりをはじめ、女性の人権の尊重の視点に立って、幅広い取組を進める必要があります。

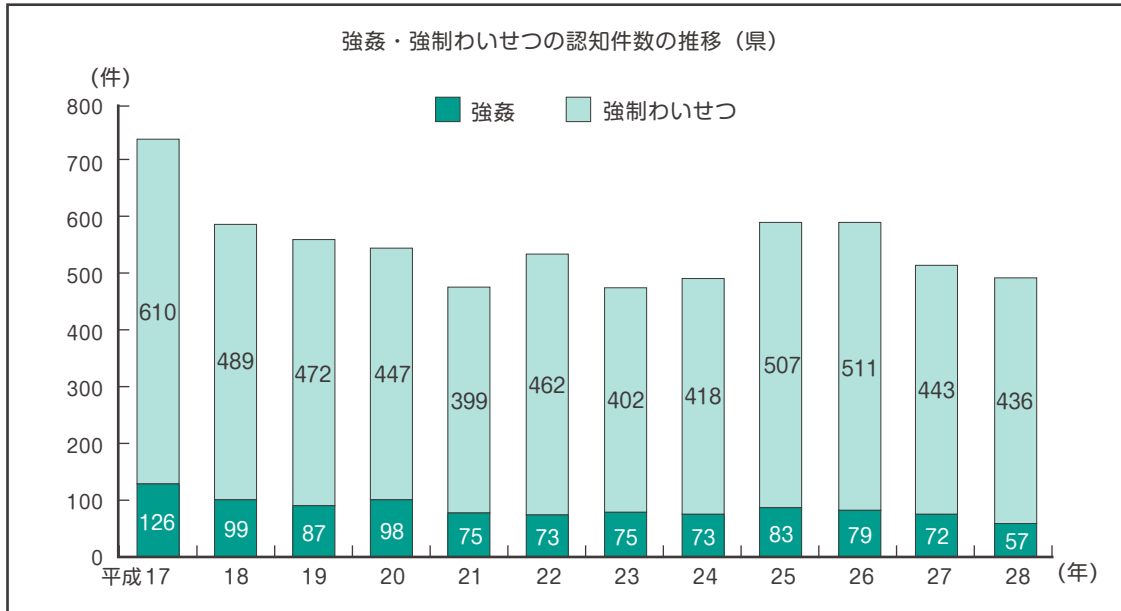
あわせて、子供に対する性犯罪や人権侵害が多発している現状から、子供の権利への配慮が求められています。



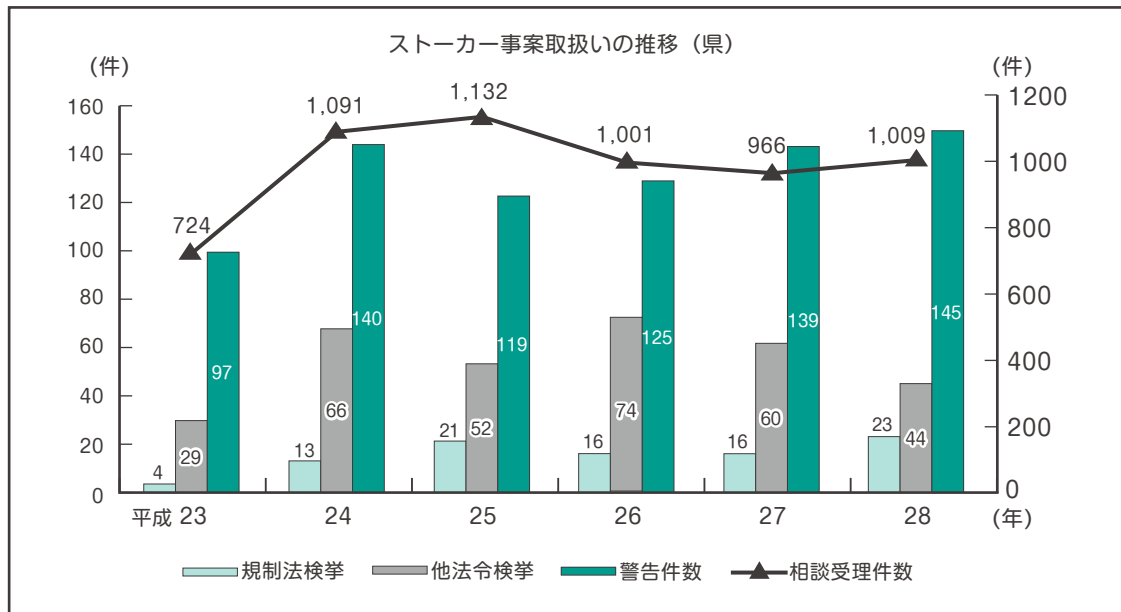
資料：県男女共同参画課「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」



資料：県男女共同参画課調べ



資料：警察のあゆみ



資料：警察のあゆみ

施策の基本的な方向

(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

女性に対する暴力は犯罪であり、決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底するために意識啓発を行います。

また、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、配偶者暴力相談支援センター*、警察、一時保護施設、福祉事務所、男女共同参画推進施設など関係機関と連携し、女性に対する暴力に対処するための体制整備を進めます。

さらに、女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりを進めていきます。

あわせて、子供に対する性犯罪や人権侵害が多発している現状から、子供の権利への配慮が求められています。

推進項目

- ① 女性に対する暴力根絶のための意識啓発
(総務部、県民生活部、教育局、警察本部、関係部局)
 - ア 学校教育における暴力行為の防止に向けた指導
 - イ フォーラム、防犯講習、地域や企業などにおける研修会の開催
 - ウ リーフレットや各種広報媒体、メディアを活用した意識啓発
- ② 相談しやすい体制の整備 (県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局)
 - ア 関係相談窓口への女性の配置など相談体制、カウンセリングの充実
 - イ 研修、人材の確保
 - ウ 地域の理解の促進
- ③ 関係機関の連携 (県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局)
 - ア 関係機関連携会議や合同研修会の開催
- ④ 被害者などへの支援や情報提供 (県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局)
 - ア 被害者に対する相談や支援に関する情報提供の実施
 - イ 子供の家庭内暴力などからの立ち直り支援を通じた被害者と子供の支援
 - ウ 民間被害者援助団体と連携した被害者ケア
 - エ 適切な自衛・対応策の教示
 - オ 医療、司法など専門機関との連携・協力
 - カ 男女共同参画苦情処理制度の活用 (再掲)
- ⑤ 暴力の発生を防ぐ環境づくり (総務部、県民生活部、教育局、警察本部)
 - ア パトロール、防犯ビデオ・防犯機器の貸出し、講習会の開催、防犯指導などの防犯対策の強化
 - イ 犯罪情報や防犯情報の発信

- ウ わいせつな雑誌、コンピュータソフト、インターネット上の情報などの業者による自主規制の促進
- エ 人権の尊重と暴力の防止に向けた学校教育の推進

- ⑥ 女性に対する暴力に関する調査研究（県民生活部）
 - ア 被害実態の把握及び加害者の研究
- ⑦ 子供の権利を救済するための機関の活動の推進（福祉部）

施策の基本的な方向

（２）配偶者などからの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進

配偶者などからの暴力（いわゆるDV）が重大な社会的・構造的問題であるとの認識について意識啓発を行います。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*の周知を図るとともに、配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（以下「DV防止基本計画」という。）に基づき、相談から、保護、自立支援に至るまでの総合的な対策を図ります。

なお、家庭内で暴力がふるわれている場合、子供に対して大きな影響があるため、子供への配慮も必要です。

推進項目

- ① 暴力事件に対する検挙及び措置（警察本部）
- ② 配偶者暴力相談支援センター・警察・一時保護施設・福祉事務所・男女共同参画推進施設などの取組の推進及び関係機関の連携
（県民生活部、福祉部、教育局、警察本部、関係部局）
 - ア 市町村によるDV防止基本計画の策定への支援
 - イ DV対策関係機関連携会議*や合同研修会の開催
- ③ 相談体制の充実（県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局）
 - ア 配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、けいさつ総合相談センター*、犯罪被害者相談センター*などにおける相談による対応
 - イ 特別な配慮を必要とする人への対応
 - ウ 相談担当職員の資質向上及び二次的被害*の防止のための研修の実施
 - エ 市町村の相談事業の充実支援及び相互連携
- ④ 一時保護の充実（県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局）
 - ア 適切かつ効果的な一時保護の実施

イ 一時保護施設の人員体制の充実、県域を越えた保護施設の広域利用の促進、一時保護委託の拡充

ウ 民間シェルター*への支援・育成

⑤ 被害者とその子供の自立支援

(県民生活部、福祉部、産業労働部、都市整備部、教育局、関係部局)

ア 県営住宅の一時的な居住先としての提供

イ 就職セミナーなどの開催、職業相談、求人情報の提供

ウ 専門機関の支援による継続的な心のケアの実施体制の検討

エ 児童福祉施設における子供と親の心のケア対策

オ 生活保護の適用による自立支援

カ 子供の円滑な就学のための情報提供及び市町村教育委員会への支援

⑥ DV防止に係る広報・意識啓発(県民生活部、教育局、警察本部、関係部局)

ア DV防止フォーラムやセミナー・防犯講習などの開催

イ 広報紙やホームページなどを活用した広報・啓発活動の実施

ウ 交際相手からの暴力(デートDV)防止啓発の推進

⑦ 加害者への対応(警察本部、関係部局)

●びーらぶプログラム●

DV被害を受けた女性とその子どもが
同時並行で学べる
心理教育プログラム「びーらぶ」

同じような経験をした
女性・子どもと **一緒に**
プログラムに参加
します

母親のプログラムでは
グループでの話し合いや
ワークの体験から
自己肯定感を高めます

安心・安全な場で
暴力的でない
関係の作り方を
学んでいきます

子どもの
プログラムでは
自由遊びや **おやつ**
の時間もあります!

母親と子どもは
それぞれ
同じテーマの
プログラムを
うけます

埼玉県では、DV被害を受けた母子の心のケアにおいて効果が認められている心理教育プログラム「びーらぶ」を実施しています。

このプログラムでは、暴力についての情報提供を受けたり、その対処スキル等を学んだりすることができます。

なお、県では全県下でのプログラム実施に向けて、認定インストラクターを養成しました。

※「びーらぶ」は、暴力を受けた子供たちや女性たちに「あなたたちは、社会から愛されている大切な存在」というメッセージを届けたいと願ってつけられたものです。

施策の基本的な方向

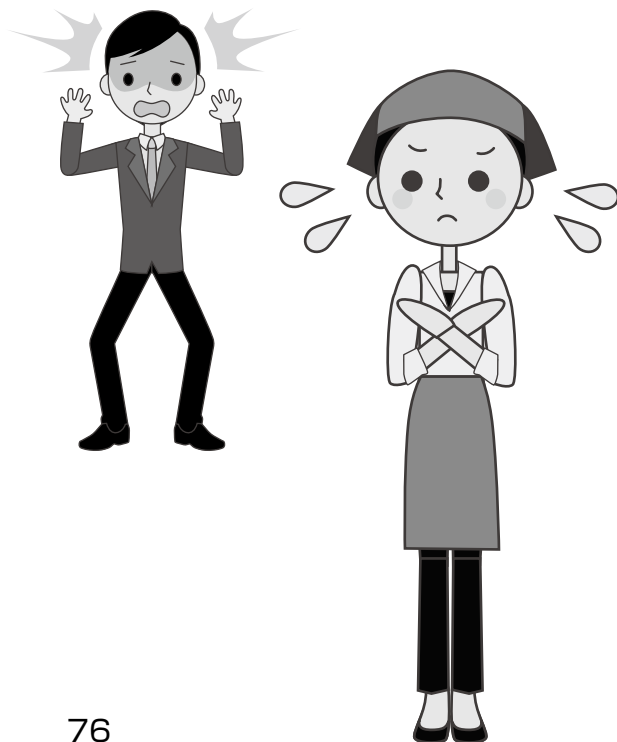
(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つけ、能力発揮を妨げるものであり、社会的に許されない行為であるとの認識を浸透させるため、意識改革を進めます。

また、雇用の場をはじめ、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組を進めます。

推進項目

- ① 企業など雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
(総務部、県民生活部、産業労働部、教育局、警察本部)
 - ア 男女雇用機会均等法の普及と労働相談の実施
 - イ セクシュアル・ハラスメント防止推進員などの配置による県庁内の相談体制の整備
- ② 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 (総務部、教育局)
 - ア 教職員などに対する意識啓発及び研修の充実
 - イ 相談体制の充実
- ③ その他の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進
(県民生活部、福祉部、関係部局)
 - ア 地域社会、医療・社会福祉施設などにおける相談体制の充実
- ④ 男女共同参画苦情処理制度の活用 (県民生活部)(再掲)



施策の基本的な方向

(4) 性犯罪への対策の推進

性犯罪の被害者は、暴力により身体的・精神的に大きな被害を受けるとともに、第三者の心ない言動によっても精神的に大きな傷を負います。

そのため、加害者の責任を厳正に追及していくとともに、被害者が安心して被害を届け出られる環境づくりやその精神的ケアを進めます。

推進項目

- ① 性犯罪への厳正な対処（警察本部）
 - ア 性犯罪等の前兆となる不審者からの声かけ事案等に対する行為者の特定、検挙、指導・警告措置など先制・予防的活動の強化
- ② 性犯罪の防止に向けた意識啓発（県民生活部、福祉部、教育局、警察本部）
 - ア 官学民による女性の安全・安心を守るためのネットワークの形成
 - イ 企業や大学等との連携による女性社員や女子学生向け防犯講話等の実施
 - ウ 女性を狙った犯罪発生情報等の発信
- ③ 安心して被害を届け出られる環境づくり（警察本部）
 - ア 女性警察官による性犯罪捜査協力の推進
 - イ 被害者の負担軽減及び二次的被害の防止
- ④ 相談体制の充実（県民生活部、警察本部）
 - ア 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター*（性暴力等犯罪被害専用相談電話アイリスホットライン）における相談による対応
- ⑤ 被害者などへの支援や情報提供（県民生活部、警察本部）
 - ア 産婦人科医療機関と連携した被害者ケア
 - イ 捜査状況及び加害者の処分状況などの連絡
 - ウ 公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター*による被害者支援

●アイリスホットライン（性暴力等犯罪被害専用相談電話）●

性犯罪・性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化防止を目的としています。

埼玉県では、「相談センターを中心した連携型」として、支援を実施しています。県（県民生活部防犯・交通安全課）、警察（警務部警務課被害者支援室）、民間（公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター）でワンストップ相談窓口を組織しています。

電話相談・来所面接相談（要予約）

性犯罪の被害に遭われた方や、
そのご家族の相談に応じます。

直接的なサポートと情報提供

必要に応じたサポート（警察・病院・関係機関
への付き添いなど）や情報の提供をしています。

TEL 048-839-8341

月～金（年末年始及び祝日除く）午前8時30分から午後5時まで

施策の基本的な方向

(5) 売買春への対策の推進

女性の尊厳を傷つけ女性の人権を侵害する売買春は、決して許されるものではありません。売買春の根絶に向けて関係法令を厳正に運用するとともに、広く「買春は恥ずべき行為」との意識啓発を行います。

さらに、売春防止法に基づき要保護女子の早期発見と保護・社会復帰支援を行います。特に児童買春やその被害児童について対策を講じます。

推進項目

- ① 売買春及び児童買春の根絶に向けた取締りの強化（警察本部）
- ② 女性と子供の人権の尊重についての意識啓発（県民生活部、福祉部、教育局、警察本部）
- ③ 売買春からの女性の保護・支援（県民生活部、福祉部）
- ④ 相談体制の充実（県民生活部、福祉部）

施策の基本的な方向

(6) 人身取引対策の推進

人身取引*は、重大な人権侵害です。被害者の大半は女性や子供で、人権擁護の観点からも迅速かつ的確な対応が求められています。

人身取引の防止と被害者の保護のため、関係法令を厳正に運用するとともに、女性の人権を尊重する意識啓発、加害者の取締り、被害者保護などの対策を推進します。

推進項目

- ① 関係法令の適切な運用（県民生活部、警察本部）
- ② 適切な相談対応（県民生活部、警察本部）
- ③ 被害者の保護・支援（県民生活部、警察本部）
- ④ 外国人被害者への支援（県民生活部、警察本部）
 - ア 多言語リーフレットの配付
 - イ 国籍国の大使館、入国管理局との連絡調整

施策の基本的な方向

(7) ストーカー行為などへの対策の推進

ストーカー行為等の規制等に関する法律*（以下「ストーカー規制法」という。）などを適切に運用することによって、被害者が早期に相談できるよう必要な措置を講じます。関係機関が被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努めるとともに、ストーカー規制法などに係る広報を行います。

推進項目

- ① ストーカー行為などへの厳正な対処（警察本部）
- ② 相談体制の充実（警察本部）
- ③ 被害者の保護・支援、情報提供及び防犯対策（県民生活部、警察本部）
- ④ ストーカー規制法及び埼玉県迷惑行為防止条例*の普及啓発（警察本部）

施策の基本的な方向

(8) 児童虐待、とりわけ性的虐待における児童に対する対策の推進

児童買春や児童ポルノは、発達過程にある児童の心身に有害な影響を与えます。年齢に不相応な過度な性的刺激は性暴力であり、適切な取組が必要です。

また、児童虐待は、重篤な場合には生命の危機に至るほか、人間関係の基礎となる養育者との愛情関係を損ない、心身の発達の遅れや精神的不安定をもたらすなど、子供の健全な育成を阻害する深刻なものであり、虐待の防止や対応に当たって様々な関係機関の機能及び連携を強化する必要があります。

推進項目

- ① 児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく取締りの強化（警察本部）
- ② 児童虐待防止対策の総合的な推進（福祉部）
- ③ 出会い系サイトなどの児童の利用禁止に関する児童や保護者に対する啓発
（県民生活部、教育局、警察本部）

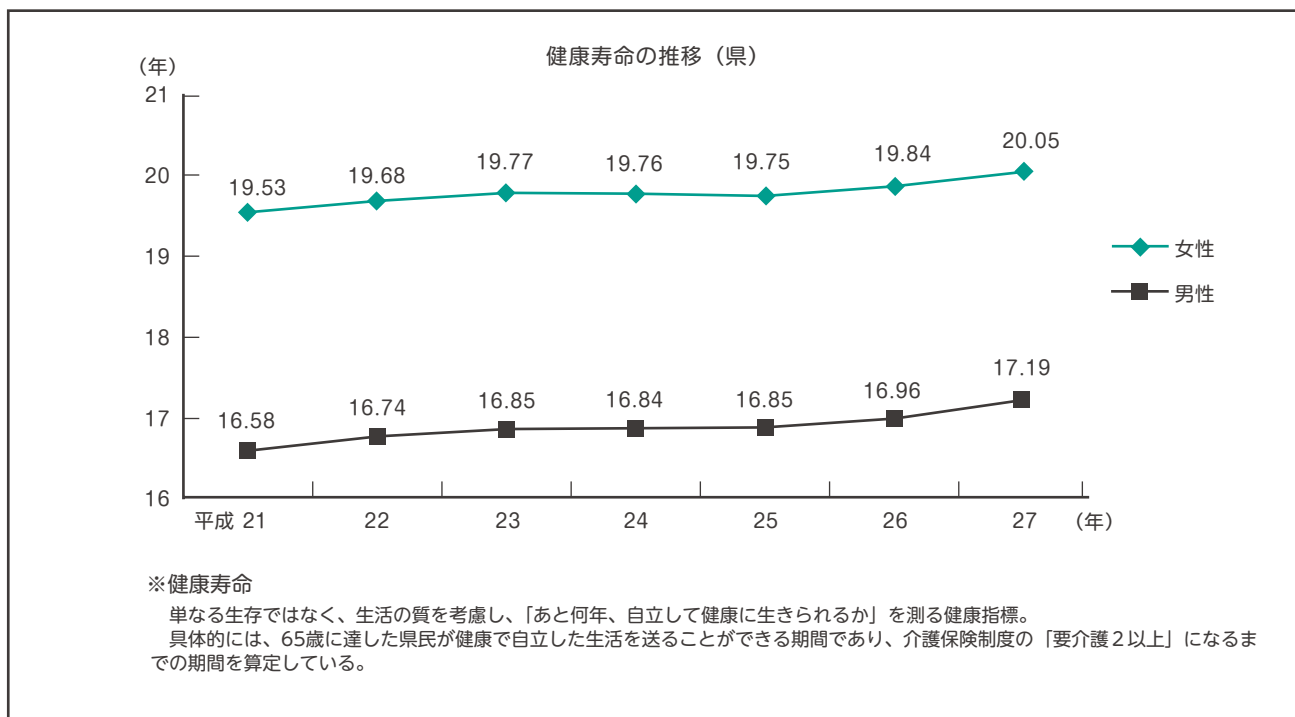
基本目標Ⅷ 男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる健康づくりを支援する

施策の柱 11 生涯を通じた女性の健康支援

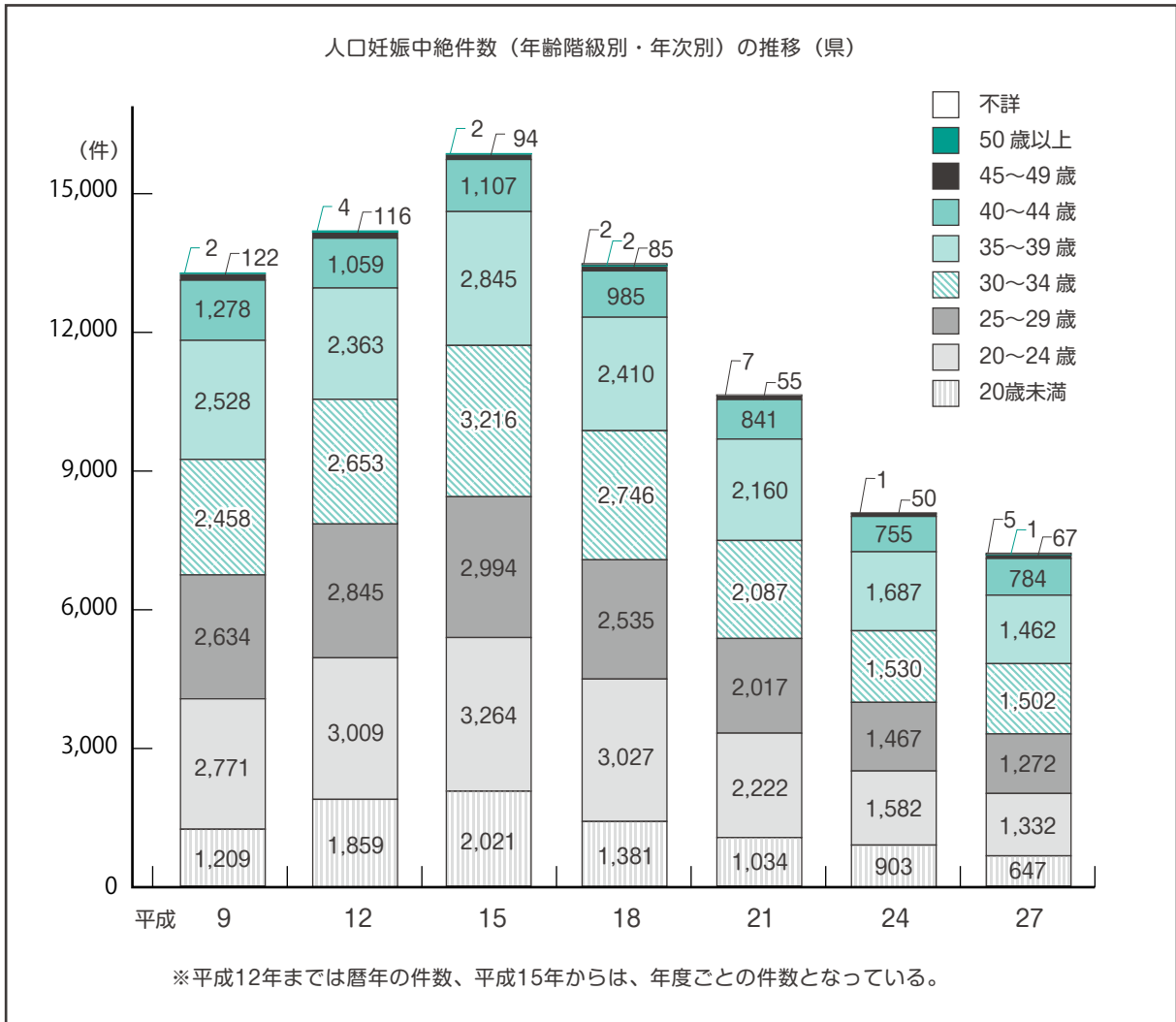
女性も男性も、いつ、何人の子供を産むか、産まないかなどについての自由を有し、そのために必要な健康についてのサービスや情報を受けることを生涯にわたり権利として尊重されることは、男女共同参画の大きな前提です。

とりわけ、女性は妊娠や出産をする可能性があることから、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。さらに、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による男女の支配・従属関係など、現在男女が置かれている状況が背景となって、男性主導の避妊や性行動を生み出し、結果として望まない妊娠や性感染症*などによって女性の健康と権利がおびやかされています。

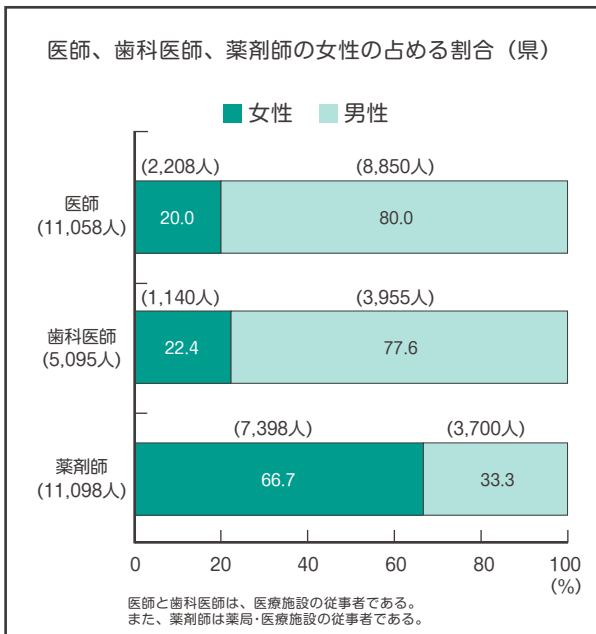
そのため、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着に努めるとともに、生涯を通じた男女の健康を支援するための総合的な対策の推進を図ることが必要です。



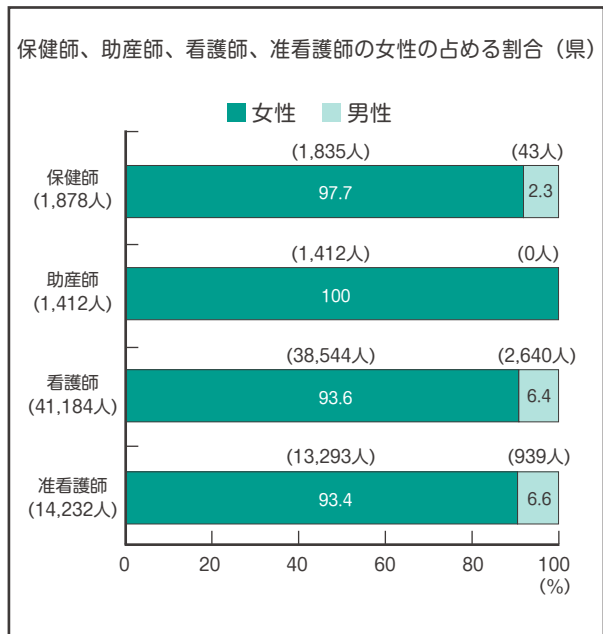
資料：県衛生研究所調べ



資料：埼玉県保健統計年報



資料：厚生労働省「平成26年医師・歯科医師・薬剤師調査」



資料：県医療人材課調べ（平成26年12月31日）

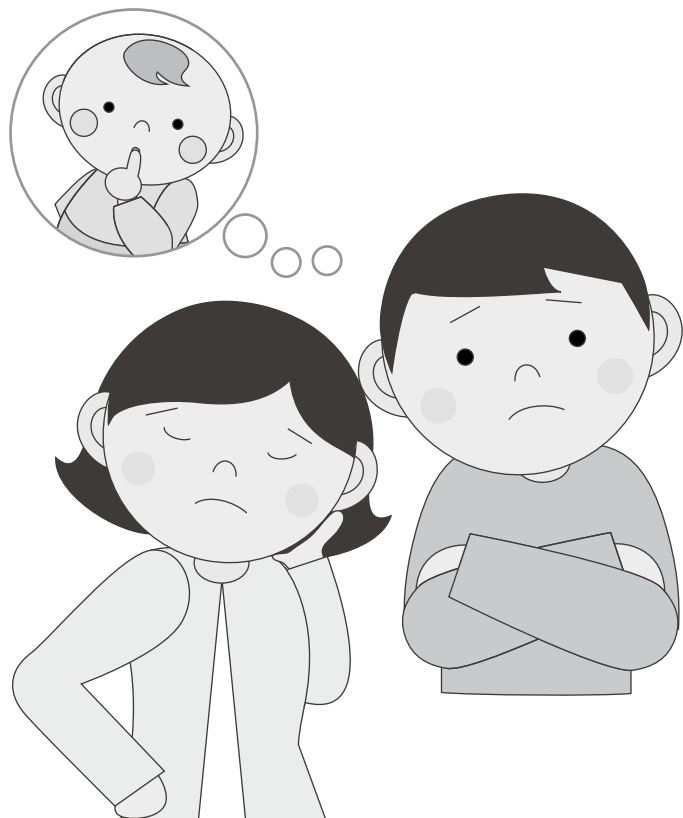
施策の基本的な方向

(1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方を広く社会に浸透・定着させ、この考え方に基づいた取組の促進を図ります。

推進項目

- ① 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての啓発・相談体制の実施
(県民生活部、保健医療部)
- ② 新たな生殖技術に対応した、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の視点に立った情報提供（保健医療部、関係部局）
 - ア 不妊に悩む夫婦などに対する相談の実施
- ③ 教育・学習機会の充実（保健医療部、教育局）
 - ア 地域における健康教育の実施
 - イ 児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導の推進（再掲）
 - ウ 効果的な性に関する指導について、指導者研修会を実施
 - エ 医療保健従事者への研修の実施



施策の基本的な方向

(2) 生涯を通じた女性の健康保持対策の推進、出産・妊娠等に対する健康支援

男女がその健康状態に応じた的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など各ライフステージに応じた総合的な健康保持対策を推進します。

特に、妊娠中及び出産後も継続して働く女性が増えていることから、働く女性の母性保護と健康管理について留意します。

推進項目

- ① 生涯を通じた健康保持・増進のための事業などの充実（県民生活部、保健医療部）
 - ア ライフステージに対応した健康診査、女性特有の心身の健康に関する相談、健康づくりの実施
 - イ 市町村の指導者養成講座の開催など、地域における主体的な健康づくりへの支援
- ② 思春期における保健対策の推進（県民生活部、保健医療部、教育局）
 - ア 児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導の推進（再掲）
 - イ 妊娠・出産に関する正しい知識（避妊や不妊、性感染症など）の普及啓発（中学生・高校生等に向けた教育を含む。）
県議会による修正（一部）
 - ウ 喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止の啓発活動・教育の推進
 - エ 食に関する指導を通じた心身ともに健康な児童生徒の育成
- ③ 妊娠・出産期における女性の健康支援（保健医療部）
 - ア 月経障害、不妊への対応
 - イ 高齢出産や妊娠中に働く女性への対策
 - ウ 妊婦や乳幼児の健康についての情報提供の実施
 - エ 母子の生命や身体への影響の大きい周産期の医療体制の整備
- ④ 成人期、高齢期における健康づくりの推進（保健医療部）
 - ア 健康長寿埼玉プロジェクト*など健康づくりの取組支援
 - イ 生活習慣病（子宮がんや乳がんなどの悪性新生物、心疾患、脳血管疾患）、骨粗しょう症などへの対策
 - ウ 更年期障害への対応
- ⑤ 生涯を通じた男女の健康に関する調査・研究（保健医療部）

施策の基本的な方向

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

性感染症は、男女の健康に甚大な影響をもたらすものであることから、正しい知識の普及啓発をはじめ総合的な対策を行います。

また、喫煙、飲酒による胎児や生殖機能への影響について情報提供を行います。

薬物乱用は、本人の身体及び精神の健康をむしばむだけでなく、家庭崩壊や犯罪の原因になるなど安全な社会の基盤を揺るがしかねない行為であるため、薬物対策を行います。

学校教育においては、性に関する問題行動や薬物乱用の防止など、学校保健に関する現代的課題に対応する教育を推進します。

推進項目

- ① 性感染症対策の推進（保健医療部）
- ② 児童生徒の発達の段階に応じた適切な性に関する指導の推進（教育局）(再掲)
- ③ 薬物乱用対策の推進（県民生活部、福祉部、保健医療部、教育局、警察本部）
- ④ 喫煙・飲酒による胎児や生殖機能への影響に関する情報提供（保健医療部）

施策の基本的な方向

(4) 医療分野における女性の参画促進

医療従事者については、既に女性の割合が高い業種もあり、ワークライフバランスの確保、就業継続・再就業支援を進めるとともに、生涯にわたる女性の健康づくりを支援するためにも、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を働きかけます。

特に、看護師の職場環境の改善に取り組む医療機関などを支援し、離職の防止や職場への定着を進めるとともに、復職を支援します。

推進項目

- ① 医療機関や医療関係団体等における意思決定過程の場への女性の登用促進（保健医療部）
- ② 女性医師に対する就業支援策の推進（保健医療部）
- ③ 医師等に対するキャリア形成の支援（保健医療部）
- ④ 看護師の定着・就業の支援（保健医療部）
- ⑤ 離職した看護師の復職支援（保健医療部）

施策の基本的な方向

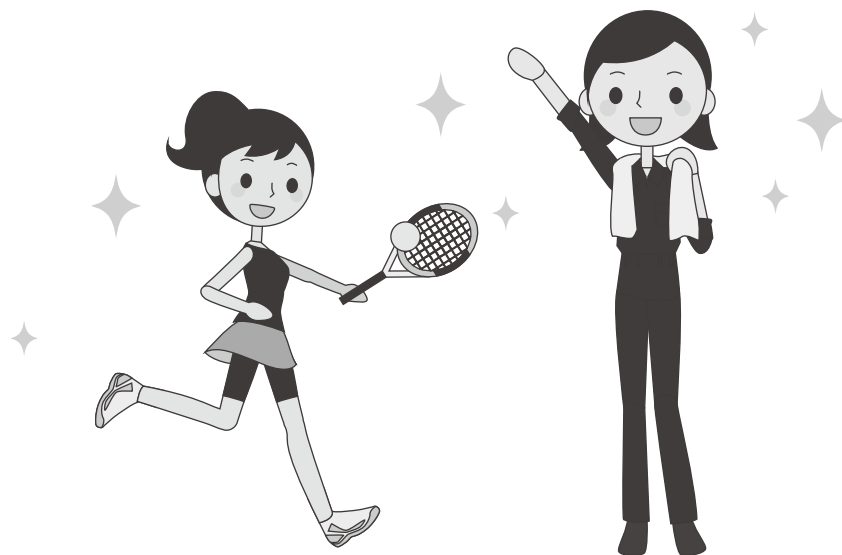
(5) 女性のスポーツ活動支援

女性の生涯を見通した健康な体づくりには、運動習慣の問題が関連します。そのため、スポーツ参加を促進するための環境整備を行います。

また、男女の健康状況や運動習慣が異なることから、女性アスリート特有の課題に対応した競技環境を整備する必要があります。

推進項目

- ① 一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進（県民生活部）
- ② 多様なスポーツの推進（県民生活部）
- ③ 手軽にスポーツが始められる環境づくり（県民生活部）
- ④ ジュニア期からの選手育成を基盤とする競技力向上の体制づくり（県民生活部）
- ⑤ スポーツ科学による女性アスリート支援（県民生活部）
- ⑥ 女性アスリートに対するセクシュアル・ハラスメントの防止（県民生活部）
- ⑦ 女性スポーツ指導者の育成（県民生活部）
- ⑧ 運動部活動における女子生徒への適切な支援（教育局）



●東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会●

埼玉県内開催競技・会場

①バスケットボール

(オリンピック)
さいたまスーパーアリーナ
【さいたま市】

②サッカー

(オリンピック)
埼玉スタジアム2002
【さいたま市】

③ゴルフ

(オリンピック)
霞ヶ関カンツリー倶楽部
【川崎市】

④射撃

(オリンピック・パラリンピック)
陸上自衛隊朝霞訓練場
【朝霞市・和光市・新座市】



●ラグビーワールドカップ2019™●

開催期間

平成31(2019)年9月20日(金)～11月2日(土)

試合会場

熊谷ラグビー場など日本全国12会場

参加チーム数

20チーム

試合形式

- ①予選プール 5チーム × 4プール (プール内総当たり戦) : 計40試合
 - ②決勝トーナメント 準々決勝、準決勝、3位決定戦、決勝 : 計8試合
- 総計48試合



TM © Rugby World Cup Limited 2015